

会

議

午前10時 0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、13番 沢登英信君であります。

一般質問

議長（滝内久生君） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、1つ、白浜大浜海水浴場について、2つ、ごみ処理焼却場について、3つ、新庁舎建設について、4つ、グランドホテル土地家屋の取得について。

以上4件について、6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 皆さん、おはようございます。聞こえますでしょうか。毎回、声が小さいということでお叱りの言葉をいただいておりますので、今日は意識して大きな声でと思っています。再興の会の佐々木清和です。

一般質問の通告に従って、質問をさせていただきたいと思います。

議長から紹介ありました、一般質問は海水浴場問題ほか3件ですが、いずれも市財政の状況と深く関わるものですから、最初に下田市の財政の状況についてお伺いいたします。

令和元年並びに令和2年度の下田市の各会計の決算審査に当たり、下田市の財政状況について、人口減少や地域産業の落ち込みによる市財政の根幹をなす市税収入の減少が続いていると思います。一方、市長、市三役や私たち議員の報酬並びに市職員給与費、人件費、維持費、物件費の減少は見込めません。また、これまでの市債の償還などの支出は今後ますます増大すると思われます。こうした市の経常経費は全体として増大していく一方だと思います。

こうした状況の中、第1の質問点として、新庁舎建設、広域ごみ処理事業、突然出てきた旧グランドホテルなどの買収・解体などの大規模な大型事業を進めようとしていますが、これらの事業を見込んだ今後5年間の経常経費はどのように推計されるのか、お答えを求めます。

経常支出を賄うための基本的財源は、直接税、市民並びに地方交付税が主たるものと思います。このような経常収入の今後の見通し、見込みはどうなるのか、御提示ください。

今後、経常的支出と経常的収入のバランスが崩れることがないのか、御回答を求めます。

市債の現状と今後の見通しについてお伺いします。既に述べたとおり、下田市は新庁舎建設事業など、膨大な借金を原資とした事業を進めようとしています。現在の市債の残高は、特別会計を含む市の市債の現在の現在高は幾らなんでしょうか。私の推定では、こうした大型事業を進めれば、数年後には200億円を超える借金を負うことになると思います。後の世代に対する人たちに借金返済の負担がかかってきます。ひいては下田市財政の危機をもたらすものではないでしょうか。

質問の冒頭に当たり、下田市の財政の現状と今後の見通しについてお伺いいたしました。

その上で、通告に従って質問させていただきます。

まず、大浜海水浴場について。

第1点、海水浴場問題については、昨年6月、市長選挙で市長は白浜大浜海水浴場での違反営業をストップさせるとの公約を掲げて当選しました。市長就任後、今年の夏を含めて2回の夏の海水浴場の管理運営に当たられました。今年の夏も含め、市長公約が実現できたのか、お考えをお聞かせください、回答を求めます。

2、今年の夏の海水浴場の開設に当たり、白浜海水浴場で違反営業を繰り返す2業者に、条例違反の海水浴場内での営業行為を行わないよう罰則が適用されることも示して要請を行いました。また、8月には違反営業している1事業者に、条例に基づいて周知、中止の命令を出したにもかかわらず、この事業者は海水浴シーズンが終わるまで違反営業を続けてまいりました。このことにつきまして、下田市は罰則の適用について、下田警察署と協議を進めたいというお話ですが、どのような協議が行われたか、御回答を求めます。

こうした市当局のこれまでにない取組を進められましたが、大浜海水浴場での違反営業は基本的に中止させることはできませんでした。こうした経緯を踏まえて、来年の夏の海水浴場開設に当たっては、条例違反の営業行為を中止させるためにどのような対策で挑むお考えか、御回答を求めます。

なお、私たちはこうした海水浴場における問題を曖昧に対応するならば、原田区民の安全な生活を確保することもできないし、大勢の来遊客に不快な思いをさせることになり、下田市の観光そのものにも大きなマイナスになるものと思います。市の条例に基づく毅然とした対応が求められています。市長の政治責任と行政執行の責任が問われていると思います。こ

の点について市長の見解をお伺いいたします。回答を求めたいと思います。

また、私たちは海水浴場の条例の見直しをお願いしてきましたが、改正点について具体的提案もさせていただきました。私たちは、地球環境の危機的状況は、温暖化にある気候変動だけでなく、海洋におけるマイクロプラスチックごみの蔓延など、海洋汚染が私たちの暮らしにも直結する重大な問題だと思っています。そうした観点から、条例の改正の第1点として、海洋汚染防止の理念を盛り込むこと。2点目、水難事故防止のため、ライフセーバーの地元での育成を下田市の責務とすること。3点目、禁止行為について、現状と見合っているか再検討する必要があると思います。具体的には、大音響の問題や、そして違反営業を防止するための物品の持込みの禁止などを加える必要があると思います。回答を求めます。

一方、条例の実効性を担保する方策は、一般的には罰則を規定することによるしかありません。現行の罰則に行政罰の上限を再検討すべきだと思います。なお、行政罰は市の権限で対応できると思います。料金の検討をすべきではないでしょうか、回答を求めます。

以上のような諸点について、提案を今までしてまいりました。市長の条例改正に関する今後の日程と見解を求めたいと思います。

次、ごみ処理焼却場について。

広域ごみ処理計画とごみの減量、リサイクルなどについてお伺いします。本年10月26日には広域ごみ処理計画の基本構想について私たちに説明がありましたが、基本構想の前文や策定に当たった調査資料などは示されず、不十分な説明に終わりました。また、11月19日に開かれた全員協議会で、1市3町の町長、市長による広域ごみ処理計画を進める上での基本的合意とも取れる覚書の締結がされたことが報告されました。いずれも下田市の子どもの健康、地域の環境への負荷を大きくするものであります。今後のまちづくりにも重大な影響をもたらすものであると思います。市民への説明も十分に行われず、不十分であると思います。計画を進める前に、まず市民や議会への説明を尽くすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、市長に回答を求めたいと思います。

基本構想では、1市3町のごみの焼却とリサイクル処理を進めるための施設を敷根地区に建設し、ごみの焼却については令和9年度から供用を開始し、リサイクル処理施設については令和11年度から供用を開始するということが基本的な内容だと思いましたが、敷根における市の中心部に1市3町のごみを焼却するための新たなごみ焼却施設の建設を計画するに当たり、学校教育関係者や地域の住民との協議を進め、その経過を説明してください、回答を求めます。

場所の選定に当たっては、11月16日に交わされた覚書でも敷根地区を有力な候補地としつつも、この地域での生活環境影響調査の結果によって決定するとしています。結果によっては敷根地区での建設は中止になるということがあるのでしょうか、この点についてもお伺いいたします。これは昨日の他の議員の質問にもございました、重複になるとは思いますがお願いいたします。

現在のごみ焼却施設は、総面積8,000平米余あります。全て活用されており、空地はあまりありません。従来どおり下田市のごみ焼却やリサイクルを進めながら、この場所での大型ごみ処理施設の建設は基本的に不可能と思いますが、いかがでしょうか。この地域で新たな用地を獲得するのでしょうか。また、締結された覚書では、一部事務組合を設立して事業を進めることとなっていますが、環境影響調査基準計画などの策定なども一部事務組合で実施するのでしょうか、回答を求めます。

次に、今年3月、本年度の予算で基本構想の策定の費用と、そして国への補助金の交付金の要請するための計画策定を予算で定めてありますが、建設場所が確定できない状況での補助金や交付金の申請を進めることができるのでしょうか。そのほか基本計画、基本設計も同様ではないでしょうか。いずれにしても新庁舎建設事業のような手戻りにならないように慎重に対応すべきではないでしょうか。市長に回答を求めたいと思います。

なお、下田市の中心部に1市3町の大型ごみの焼却施設を造り、下田市が1市3町のごみの集積地となり、日常のごみを積載した車が敷根に集中することになります。駅前や敷根道路の渋滞が常態化すると思われます。市民の車両だけでなく、観光で訪れた車もごみを積んだ車に挟まれて通行することになります。また、通学・通園に危険を伴うことになります。今後30年間も市の中心部と言うべき敷根地区での大量のごみを燃やし続けることが、これからの下田市のまちづくりや発展にとって重大な妨げになるとは思いますがいかがでしょうか、回答を求めます。

ごみの減量化、資源化についてお伺いします。現在の下田市のリサイクル率は約13%内外、全国的にも最低の水準と言えます。その理由の1つは、雑紙も含めて、段ボールなど全ての紙類が原則的に資源化が可能であるにもかかわらず、大半が焼却されています。令和2年度の決算報告でも、焼却されてるごみの約50%が紙類です。まずは分別を進めるべきではないでしょうか。次に、4月には廃プラスチックの資源化を推進する法律が施行されます。既に述べたとおり、下田市で焼却されているごみは紙類とプラスチック類が約70%を占めています。今後、数年後にはプラスチックごみのリサイクルも全国的に推進されると思います。残

るごみは生ごみや草木などの有機物だと思います。これも植物リサイクル法の改正に伴い、バイオ処理が推奨されております。このことについてどのように思いますか、回答を求めたいと思います。

今、日常生活から出るごみは、燃やす方向から再利用・資源化に大きく転換しようとしています。こうした流れの中で、仮に1市3町の中でごみの広域的処理を考えるならば、ごみのリサイクル・資源化を先行して検討すべきではないでしょうか。ごみのリサイクルについては、行政の取組だけでは実現できません。排出する市民、事業者の協力と意識の改革が必要です。下田市に行政と市民が協力してごみの減量・リサイクルを推進するために、仮称ですが、ごみ減量リサイクル推進市民会議のようなものを設置することが必要だと思いますがいかがでしょうか、回答を求めます。

以上述べたように、脱炭素、脱排気ガス社会に進もうとしています。私たち市民もその取組を進めることが後の世代を担う人たちへの責務だと思います。こうした視点から考えるならば、敷根地区での1市3町のごみを燃やすための大型ごみ処理施設の計画は根本的な再検討が必要だと思いますがいかがでしょうか、市民への回答を求めます。

次に、新庁舎建設問題についてお伺いします。

新庁舎建設問題については、移転先をめぐって二転三転してきました。その都度、市民の大切なお預かりした税金が無駄に使われてきました。そうした中で、令和元年度と令和2年度の当初予算で多額の新庁舎建設費が計上されましたが、いずれも未執行に終わりました。とりわけ令和2年度において松本市長が就任し、年度途中で、途中で予算そのものが撤回されました。この間の方針の転換によって、実際に支出された金額のうち、ほとんどが無駄な支出になってると思われれます。その金額はどの程度になるのでしょうか。また、この間の無駄に支出された財源は、全て市民の負担によるものです。回答を求めたいと思います。

市政のこのような結果になった原因と、その責任は明確にされるべきだと思います。このような失敗を繰り返さないことが市政全般にとって極めて大事なことだと思います。いかがでしょうか。

本年11月19日に開かれた全員協議会で、新庁舎建設問題について説明がありました。その中で、来春、統合中学が開校されることにより、稲生沢中学校の庁舎としての活用について報告がなされました。校舎並びに体育館などは、ほとんどが耐震性を確保されており、庁舎としての活用が十分可能だとのことでした。こうした中で新庁舎の一部として活用していきたいと私の質問に市長は訂正し、一部ではなく、全部を有効に活用するという意味ですとい

うことで、この一部という言葉は抹消していただいたと思うんですが、稲生沢中学を新庁舎の一部ではなく、庁舎そのものとして、全施設の改修を進めて、新庁舎として活用すべきではないでしょうか。このことについていかがお考えでしょうか、回答を求めます。そうすることによって、新庁舎建設に関わる膨大な費用は大きく削減することができると思います。国道からの進入も可能であり、駐車スペースも十分と思われるはずです。ただし、稲生沢川の洪水と浸水の区域であることには変わりありません。浸水対策と高齢者、障がい者の利用の便を図る施設改善が必要とは思いますが。

次に、市長は新庁舎建設と現庁舎の大規模改修を同時に進める考えを示しました。来春には稲生沢中学の生徒が統合中学校に全て移ります。直ちに改修工事を進めることが可能となります。そうなれば、現行庁舎の多額の公費を使つての耐震補強工事、改修事業は二重の投資となります。市民の大事なお預かりした税金を有効に使うためには、現庁舎の活用などの基本的な方向が確定した後に必要な事業を進めるべきではないでしょうか。

最後に、下田グランドホテル土地家屋の取得について。

下田グランドホテルの取得についてお伺いします。今年11月19日の全員協議会において、突然、下田市はグランドホテルの土地家屋の取得を進める方向であると報告されました。この唐突とも言える方針について、決定に至る詳細な全経過を相手方の申出の文書を含め、全ての資料の提出を今定例議会中に提出することを要請します。

多くの市民は、唐突とも言えるグランドホテルの取得について、一様に驚いています。まずは正確な情報の開示が必要ですが、これまでの市の説明に基づいて質問いたします。

下田市は地方公共団体であり、土地建物の取得は、市民の行政サービスの向上など、公共の施設のための用地取得を進めるための目的でなければなりません。今回、土地取得の基本的な理由と目的は何であるのか、説明を求めます。よろしくお願いをいたします。

取得の理由の1つに、建物の所有者が破産手続の開始によってなくなるということが法的に根拠があるのでしょうか。また、グランドホテルの所有者の破産の手続が行われている中で、現段階で取得すれば低廉な価格で取得できると言っておりますが、取得価格はどれくらいになるか、正確な数字をお伺いします。

取得を進めようとしているグランドホテルの建物と土地にはどのような抵当権が設定され、金額は幾らなのか。抵当権の解除に当たって、誰がその経費を負担するのか。同ホテルの所有者に対する固定資産税、都市計画税など、下田市の債権はあるとすれば幾らになるのでしょうか。11月の全員協議会でこの件に関して、固定資産税などの滞納額について質問したと

ころ、当局は個人情報であるから答弁は差し控えたいとのことでした。これは裏返して考えれば、多額の税の滞納があることが推定されます、市民はそういうふうに思います。滞納税金の法的に確保するために手続は行われたのでしょうか。下田市はこの同ホテルの所有者が破産の手続をした時点で管財人から報告があったと思いますが、いつでしょうか。

私のこれはネットでの調査ですが、私の調査では、会社は破産の手続が本年の1月下旬となっております。市の報告では本年7月から破産手続が進められたとのことでした。事実関係はどうなのでしょう、債権者の一覧表は確認されたのでしょうか、回答を求めます。

市の報告では、建設年度が昭和32年度、グランドホテルですね、ことごとございますが、間違いはございませんでしょうか。昭和32年といえば今から60年以上前で、劣化が進んでいるということになります、実際に建設されたのは、私もよく分かりませんが、昭和40年代ではないでしょうか、御確認をお願いいたします。

次に、取得の理由に、ペリーロードなどからの景観上の問題があるから、下田市が取得して解体するということですが、跡地の有効活用も決まっていない状況の中、数億円の解体費が必要となりますが、今後の下田市の財政状況から、このような支出は可能でしょうか。第三者が所有している物件の処理を、下田市のような公共団体が通常行うことはあり得ません。どうしても必要な場合には、代執行の手続を取って行うのが原則です。景観上の理由だけで、この廃ホテルの建物と土地の取得を軽々しく軽々に進めるべきではないと思います。下田市は破産管財人に対して取得の約束をしているのでしょうか。重ねてお伺いします。

下田市の債権も確保されず、多額の解体費用を負担しなければならない、この建物と土地の取得をこのように急いで進めようとしている理由は何でしょうか、回答を求めたいと思います。

思いもよらないような負担を伴う取得になることが十分予想されます。重ねてこの土地と建物の取得についての全経過を市民に明らかにすべきではないでしょうか、市民に重大な負担がのしかからないよう、重ねて慎重な対応を要請します。

以上で質問の趣旨だけをさせていただきました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 最初に、市の財政事情についてのお話がありました。通告外ですが、私の考え方のみ申し上げます。

議員御指摘のとおり、下田市の財政は非常に厳しい、もうまさにそのとおりでございます。だからこそやるべきことは2つ。支出を抑える、それから一方で稼ぐ、この2つになります。支出を抑えるの1つには、例えば空くことになる校舎を活用して庁舎建設のコストを圧縮すること、あるいはごみ処理をはじめとする様々な行政的な事務を広域連携して、規模の経済という言葉がありますが、大きな規模にすることによって、それを単独で持つよりも上手に回すということです。この場合の大きなというのは巨大なという意味ではありません、合わせてという意味です。この2つの柱について、現在、様々な施策をそれぞれの課で検討しているところでございます。

ごみと新庁舎の問題につきましては、全協、あるいは昨日の定例会の中でも、私、市長としての骨格の方針をお示ししておりますので、詳細については担当課長から御説明申し上げます。

白浜の問題、これも実はこれまで何回かここで御報告いたしておりますし、佐々木議員は地元とこの市当局との話合い、さらには業者さん、違反している業者さんとの話合いにも御参画いただいています。さらにはあの真夏の炎天下の中で行政と一緒に様々な取組を御協力をいただいているところでございます。そうした実践的な議員の活動にここでまずは敬意を表したいと思います。

さて、その違法の営業をストップしようと、そういうことを私が申し上げたのは間違いのない。そして、そのこと、ゴールを目指してあらゆる方策を講じているところでございます。昨年度の条例違反事業者をここへ呼びつけて、それで、それに対して向こうは来てくれまして、話合いをしました。そこには今申し上げましたように、議員も参画していただきまして、そこで条例の遵守について強く求めたわけでございます。さらに罰則規定をどうするかといったことについて、警察と協議を重ねているところです。

特に今年度は、白浜の市民グループの方々から何回かその意見交換といいましょうか、いろいろ知恵をお互いに絞ろうじゃないかということで話し合って、そして一定の評価をいただいたというふうに感じています。行政や地元が協力しながら、様々な取組が行われた。条例に基づく指示書の発出もそうですし、原田支部による原田支部の有志でしょうか、新しい団体による浜地内でのレンタル営業の実施です。ここにもここにいらっしゃる議員の何人かの人が協力して下さっています。結果として条例違反業者の活動範囲を縮めることができたというのは、私は実感として感じています。また、サービスの提供に皆さんが協力して下さった、ここも白浜のお客様に対してのサービスの向上につながっているというふうに関

じたところでございます。

庁内でプロジェクト委員会を立ち上げまして、横断的に様々な検討を行い、パトロールの回数やそのメンバーの強化、さらには防犯カメラの設置などに取り組んできたところですが、今後さらなる改善に向け、様々な方針、方策について検討してまいります。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、通告の内容と大分違っているようでございますけれども、私のほうからお答えできる範囲でお答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、一部の業者は夏が終わっても営業を続けていたという点でございますけれども、ただ、かなり夏の期間の我々のパトロールも功を奏したと申しますか、営業を続けていた業者に関しては、浜地内での保管行為等が行われず、今度は歩道のほうに積み上げるようなことになっておったと思うんですけれども、これに関しましては、当然、歩道の占用というようなこととなりますので、土木事務所のほうに取締りを依頼を申し上げてまいったところでございます。

それと、警察との協議ということでございますけれども、こちらに関しましては、前回11月の全員協議会でも御説明申し上げておりますけれども、この夏、3回の中止の指示書を発出したというようなことから、こちらの市が行いました行政処分の有効性について警察のほうと協議を行ったということでございます。

それと、次に来年の夏に業者に対してどうするかということかと思っておりますけれども、今年も条例に基づきます中止の指示書の発出ですとか、パトロールの強化等を行ってまいったところでございますけれども、まだ今のところ、ちょっと具体的に詳細までは申し上げられないんですけれども、来年はさらに新しい手法を検討しているところでございます。

次に、条例改正に触れられておりましたけれども、こちら11月の全員協議会で若干触れたかと思うんですけれども、今年度は現行条例に基づきます指示書の発出など、様々な取組を進めてまいりました。また地元の原田支部の皆様の御尽力によります浜地内でのサービスの充実は、条例違反業者の抑止に大きな効果があったと考えております。このことから、現行条例におきましても条例違反事業者の排除に結びつく可能性も大いにあると感じております。さらに来年度におきましては、今年度の対策を継続しつつ、条例違反事業者の抑止に効果があると思われる取組について検討を進めておりますので、まずは現行条例の枠組みの中で取組を進めてまいりたいと考えております。

一方で、浜地内のサービスの充実に関しましては、将来的なサービス提供の方法によりましては条例改正が必要となる場合も想定されますので、地域の実情も踏まえ、プロジェクト委員会、また関係機関とも連携をいたしながら、御提案の理念を盛り込むことも含めて慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

グランドホテルの土地家屋の取得についてという御質問の中で、固定資産税や都市計画税、市に納めるべき関連する項目の滞納の内訳、そして破産管財人からの連絡はあったのかどうかということについてでございますけれども、固定資産税をはじめとする市税の課税、そして滞納に関する事項につきましては、地方税法第22条の規定によりましてお答えすることはできません。この地方税法第22条では、地方税に関する調査及び徴収に関する事務に従事している者の守秘義務が規定されておりまして、納税義務者等の秘密の保護が規定されてるものがございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、私のほうからは、冒頭にお尋ねの財政の状況等につきまして御説明申し上げます。若干、通告いただいた部分とちょっと内容が違っておりましたので、こちらで御説明させていただきたいと思っております。

まず、財政の状況ということで、令和3年度の一般会計の当初予算の状況で御説明をさせていただきますと、まず予算額は約111億3,000万円でございます。その歳入におきましては、自主財源が34.6%、依存財源が65.4%ということで、交付税ですとか国庫、市債等に依存している歳入となっております。歳出におきましては、人件費や扶助費等の義務的経費の計が約47億1,000万円で、全体に占める割合としては42.4%、物件費、補助費等の消費的経費につきましては約33.5%となっております。それ以外のもございますけれども、確かに経常的な収支比率のほうは高い状態が続いております。今後もその収支の状況は、大きく変わることはないと思っております。

一般会計の地方債残高につきましては、令和2年度末で約103億円でございます。また、基金の状況といたしましては、今回の令和3年12月の補正現在、財政調整基金の残高は約9億9,000万円となっております。現在、令和4年度の予算編成作業を進めておりますけれども、

ども、状況としては経済の状況もなかなか見通せないということで、今の厳しい財政状況は今後も続いていくと思われそうですけれども、歳入につきましては、税収の増ですとか、そういう努力をいたしつつ、歳出につきましては行革の取組等も通しまして、なるべく圧縮するような形で今後も進めてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、ちょっと御質問が通告外のもの、内のもの多々ありました。項目多くございましたので、漏れがあるようでしたら御指摘をいただきたいと思っております。

初めに、構想を策定し、調査資料等が示されずに説明を尽くされていないのではないかというような御指摘がございました。平成30年度に下田市が事務局を引き継いで以降、全協、あるいは議会等におきまして説明を行ってきております。また、構想策定に当たりましては、令和元年度に策定しました可能性調査でありますとか、トンネルコンポスト等、処理方式について委託調査を行った結果等を示した上で、今回構想をまとめてございます。

それから、リサイクルについて、リサイクルの徹底というふうなことについて御質問がございました。リサイクルにつきましては、昨日、橋本議員の御質問の中でもお答えをしておりますけれども、下田市の可燃ごみがおよそ20%がビニール、合成樹脂、それから紙、布類が50%ということで、プラスチックにつきましては、この20%に対しまして、今後、容器包装プラスチック類について、令和11年度の資源化施設の稼働開始に合わせて収集を開始するということが基本構想において位置づけをしております。6月にございましたプラスチックの資源循環法の成立によりまして、プラスチックの一括回収という形が努力義務として定められているような形になっておりますので、こちらについても今後1市3町の協議の中で対応してまいりたいと思っております。

〔「聞こえません」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（鈴木 諭君） それから、既に取組を始めている雑紙回収と紙ごみの資源化、それから食べ切り等の食品ロスの削減、生ごみの水切り、生ごみ処理機の購入補助制度等、拡大によりまして、生ごみの減量化と基本構想の理念、基本方針に沿った取組を市民との啓発も含めまして進めてまいりたいと思っております。

それから、アセスが駄目だったというようなお話があったかと思っておりますけれども、これは昨日、橋本議員の御質問の際にもお答えしておりますけれども、もしアセス、何か問題が

あって対応ができないような状況であれば、当然、見直しをするというふうに回答しておりますので、そちらで同じでございます。

それから、大型施設の建設、それから難しいじゃないかというような御指摘がございましたけれども、今回、基本構想の中で58トンの施設規模ということで、現在、下田市の施設が56トンということで、これが際立って大型化してるというふうにはちょっと感じておりません。現在の敷地の中において建設を、今後、基本計画等の中で詰めていくというふうを考えております。

それから、計画に手戻りがないようにということの御指摘がございましたけれども、そちらにつきましても先ほど申し上げたとおり、基本構想に沿って進めていくということで、手戻りのないように進めたいというふう考えております。

それから、車が敷根に集中する、また、ごみが敷根のほうに集中してくるというようなお話もございました。車につきましては、現在の交通量調査というのを令和元年度の集計で行いましたけれども、大体平均して1日およそ、たしか120台ぐらい今よりも増えるような形です。その台数でもって新たな渋滞が誘発されるとかというような状況ではないというふうに考えておりますけれども、必要な交通安全対策というものを施していきたいというふうなことで考えております。

それから、分別のリサイクルの関係で、また、それと幾つか御質問いただきましたけれども、分別のリサイクルにつきましては、広域化の中で1市3町の分別の区分等の統一化をする必要があるということで、対象品目の拡大など、そういったものを協議して今後進めてまいります。

また、ごみの減量化、それから資源化の推進に、議員御指摘のとおり市民の御理解、御協力といったものは欠かせないというふうに考えております。ですので、地域全体として取り組んでもらえるように、ごみ出しのマナーの向上なども含めて意識啓発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、脱炭素社会の中でごみを焼却するということについてでございますけれども、1市3町の施設を集約化するというので、ごみ処理に伴う地域全体として二酸化炭素排出量の削減を見込まれるような状況ですので、可燃ごみの一層の削減や各市町での収集体制の見直し等、さらなる削減に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、厳しい財政の中で、こういった大型計画、大丈夫だろうかというようなお話があったかと思えます。人口減少、高齢化が進むこの賀茂地域の中で、老朽化した焼却施設を

今後どうしていくかということは共通の課題であるというふうに認識しております。また、ありますので、多くの行政事務と同様に、ごみ処理についても広域化が求められているというふうに考えております。

議長（滝内久生君） 説明員に申し上げます。マイクを近づけて答弁してください。

環境対策課長（鈴木 諭君） はい、すみません。

それから、一部事務組合が環境影響調査をやるのかというようなお話、御質問があったかと思えます。環境アセスにつきましては令和4年度に、まだ一部事務組合は設立されておられませんので、下田市において実施していく予定でございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうから、新庁舎建設につきましてお答えをいたします。

まず、新庁舎の建設位置につきましては、現在まで様々経過がございましたが、現時点におきましては、令和3年9月定例会にて議決をされました条例のとおり、令和8年12月までの完成を目指して作業を進めているところでございます。当然ながら経費につきましては、稲生沢中学校校舎の積極的な活用等によりまして、負担の縮減に努めてまいりたいと考えております。

あと、現庁舎の耐震補強と稲生沢中学校の活用の関係に関する御質問でございますが、議会全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、現庁舎安全性調査結果により、庁舎の安全性の確保が必要なことが判明したことから、稲生沢中学校改修工事を先行することも含め、現在、効果的な方法を検討しているところでございます。

それも含めまして、稲生沢中学校の有効活用につきまして、校舎は4階建てとなっておりますけれども、稲生沢川洪水浸水想定を考慮しますと2階以上に執務室を配置することがどうかということで、今、検討をしております。また、体育館の有効活用につきましても、1階部分が大きくアリーナとなっております。こちらも洪水の浸水リスクを伴うことから、庁舎の執務室機能を配置することは困難ではないかということで、その利用方法につきましては、今後さらに検討が必要と考えております。

こうしたことを踏まえまして、中学校施設の耐用年数や市役所としての利便性なども考慮しながら、今後、将来にわたっての市役所の在り方を検討する中で、中学校部分、新築部分、それぞれに必要な機能、規模を基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからグランドホテルの取得についてのほうをお答えさせていただきます。

まず最初に、申入れの文書なんですけども、文書による申入れはございませんでした。過去においても申入れの経過はなく、令和3年4月20日に破産管財人弁護士から口頭、電話によりまして、低廉な価格で市が購入することはできないか検討してほしいとの申入れの電話があったのが最初でございます。

庁内の検討経過につきましては、10月22日、28日、11月4日の政策会議にて検討を行い、11月15日の政策会議において、全員協議会で行政報告をすることに決定いたしましたところでございます。政策会議の内容としましては、解体費用やほかの廃墟への対応、具体的な事業計画等の諸課題について議論を重ね、所有者不在となり、管理する者がいなくなるリスクをまずは回避すべきと判断したところでございます。所有者不在となった、管理者がいなくなることについてでございますが、民法、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法では、それぞれ建物の所有者による管理責任が定められており、必要な維持管理をしない場合、その責任を問われることなどありますが、会社法人等の解散により所有者が不在となった場合、管理責任を負うべき者がいないといった事態が生じます。この場合、直ちに市に管理責任が生ずるものではないと考えますが、建物の倒壊、飛散等により被害が発生したときには、市で対応せざるを得ないことが想定されております。また、前述の空家対策等の推進に関する特別措置法では、市の責務として空家等対策計画に基づく対策の実施、その他必要な措置を適正に講ずるよう努めるものとされており、行政としての一定の責任が生ずるものと考えております。

抵当権の内容についての質問でございますが、登記簿によりますと、平成21年8月、所有権移転時に設定された根抵当権、極度額2億円と、令和元年に設定された根抵当権、転抵当10万円が設定されております。いずれも土地建物、共同担保となっておりますのでございます。

11月19日の全協の行政報告の破産手続に入ったのが令和3年7月と表記されていることについてですが、誠に申し訳ございません、破産手続開始については表記が間違っておりまして、7月と1月を間違えておりまして、正しくは令和3年1月の間違いでした。おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

それと、建設年次の話なんですけど、議員おっしゃるとおり、新築は昭和32年、増築は昭和43年に増築されております。

管財人に取得の約束をしているのか。これ、約束云々ではなくて、全協のときにもお話ししたとおり、担保権消滅手続を取るに当たって、誰かが手を挙げなきゃならないということなもんですから、これは取得の約束ではなく、お金を提示するかどうかの話でありまして、下田市がまだ取得をすると決まった話ではございません。

急ぐ理由は何かという話なんですけど、先ほども言いましたが、令和3年1月から破産管財人が破産手続に入っておりまして、この担保権消滅手続をしなければ、もうそのまま破産、この会社は破産して終わるということで所有者がいなくなる。そこで担保権消滅手続を破産管財人が取ることによって、抵当権は全部踏み倒すという形になります。その手続に、もうかかるために急いでるよというのは言われておりますが、いつまでという期限は示されておられません、もう来年の1月で丸1年になるので、そこら辺については急いでほしいという話はされておるところでございます。

金額につきましては、今回補正の予算に要求させておりますとおり、100万円で提示する予定でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 答弁漏れがありましたら御指摘ください。

6番（佐々木清和君） それでは、一問一答で、各担当からお声を聞きたいと思います。

まず、市の収入、直接で、それから出さなければいけない固定費、人件費含めて、この金額と、その比率。私は固定の収入と固定の支出、支出のほうを8割、9割に抑えるのが市の行政の正常な運営だと思うんですが、どの辺の％を占めてるのか、お答えください。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 確かに収入、支出につきましては予算書のほうに計上させていただいてますので、それが本年度当初予算で言えば、全体で112億円ということでございます、その内容につきましては、もちろん固定的に、例えば何かの賃借料ですとか、そういうもの、固定的にございますものと、それから事業の実施に従って変わってくるものがございますので、今、固定費が何％かという、ちょっとその御質問には、すみません、資料を持ち合わせてございません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） これは大事な問題です。収入は市民の所得税、住民税もろもろ、市民が負担するもの、27億円か28億円ぐらいだと思うんですが、100億円というのは補助金を

入れてのものじゃないでしょうか。私が言ってるのは直接市民が納める税金です。それから、どうしても必要な支出、固定費、人件費含めて、これがどれくらいなのか、どれくらいのパーセントで市民が負担してるのか、それを聞きたいんです。私はこれはもう8割、9割で運営するのが正常な行政だと思うんですが、回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 直接納めていただきます市税につきましては、本年度の当初予算では25億3,100万円となっております。そのほかに国・県の補助ですとか、もちろんございまして、例えばあと保育料等は使用料、手数料とか分担金とか、そういうものも市民の方に納めていただいているのがございます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、義務的経費として人件費、それから扶助費、公債費につきましては、構成比率としては42.4%、これ当初予算現在で42.4%。それから物件費ですとか、維持補修費ですとか、補助費につきましては33.5%。それから投資的経費といたしまして、普通建設事業、工事等をやる部分ですけれども、それは11.8%。その他の積立金ですとか繰出金については12.3%というふうに比率はなっております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ちょっと説明があれですけども、市民が納めるのは所得税、住民税、法人税、消費税、固定資産税、負債市町村税、軽自動車、鉦産税、特別土地保有税、都市計画税、市町村たばこ税、入湯税など、このことを言ってます。これが幾らなのか。それから支出、社会保障、人件費、公共事業、清掃、防災、国民医療費などの人権、文教、債務、これどうしても出る金額を、合計を知りたいんですね。それが支出と収入の比率が何%か、予算書を見て、私たちは見ますが、市民に知っていただきたいので、あえて質問してます。正確にお答えください。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

6番（佐々木清和君） はい。

議長（滝内久生君） ここで11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前 11 時 15 分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それではすみません、お手元に広報しもだ12月号を配付させていただきました。これ明日発行されるものでございますが、その6ページ、7ページのところを御覧ください。下田市の財政状況について、毎年6月と12月に財政状況を公表しているものでございまして、そちらのほうに令和2年度の決算数値につきまして書かせていただいております。先ほど令和3年度の当初予算で御説明申し上げたところではありますけれども、そちらを御覧いただきますと、6ページの上の段の円グラフのところを見ていただきますと、歳入総額が154億5,828万円で、そのうち自主財源が46億7,572万円、30.2%、依存財源は107億8,256万円で69.8%となっております。

そのうち市税でございますけれども、市税につきましては28億1,130万円で18.2%、その市税の内訳につきましては、下段のほうに表になってございますけれども、一番大きいのが固定資産税、市民税という順になってございます。

歳出につきましては、左側のオレンジ色の表になりますけれども、歳出総額といたしましては146億3,099万円の支出でございました。そのうち義務的経費が右側のほうになりますけれども、人件費、扶助費、公債費。それから消費的経費が物件費、補助費というような内訳になってございまして、先ほど議員がおっしゃられた経常的にかかるものというのは、大体この義務的経費、扶助費、公債費、物件費、それから補助費というところになるかと思えます。

経常的な収入に対して支出がどうなのかというところは、ちょっとこの表にはないんですけれども、令和2年度の主要な施策の成果ということで、決算のときに冊子を議員の皆様にもお配りしてるんですが、経常収支比率という比率がございまして、それは経常一般財源に対して経常の支出がどのぐらいかというところの率を計算するものでございますけれども、令和2年度の経常収支比率は85.8%でございました。令和元年度は89.1%でしたので、少し改善はしているところでありますが、経常的にかかる費用はそのぐらいあるということで、歳出の削減等、それから歳入の確保に努めているところではございますけれども、そのような状況となっております。

この同じ7ページのところを御覧いただきますと、市債残高の内訳というのが真ん中辺にございますので、先ほど申し上げました、一般会計においては103億円、特別会計等を合わせますと181億円ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） なぜ一般質問で言うかといいますと、やっぱりテレビで見る市民が現状を分かりやすく知りたいということで質問をしてるわけで、私はこの自主財源、百何億円でなくて、市民が納める税金、46億円ですか、このうちで固定費幾ら出してるのか、それが大きいのか小さいのか。85.8%、それで89.1%、本当はもっと下げて、70とか65でやっていかないと余裕が出ないですね。そういうところを目指すのが市長の責務だと思うんですが、80、90%の支出で市はやっていけないと思います。それを分かりやすく説明していただきたかったわけです。

今、回答がありましたけども、181億円4,912万円、市長、これ、どういう長期計画で返済することをお考えでしょうか、もちろん何も無いということはないと思います。どういう返済計画を描いているのか、市民に分かりやすく説明をお願いします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 市債の残高が181億円ということですので、もちろんこの中には交付税措置のあるもの、下田市は事業を行うに当たって、全て持っている財源だけでできませんので、交付税のある起債を活用して事業を行ってるわけです。それにつきましては、交付税の充当率が70%とかというところもございまして、この数字だけではあれなんですけれども、もちろん起債の種類、それから事業の内容によって返済期間を定めまして、順次返済していくということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 議員も御承知のとおり、行政というところは借金をしながらやるという、そういった面を有しています。これはどこの市町村でも同じで、いわゆる地方交付税も不交付団体というのはほんの一部になります。その借金である起債を起こすときに、何が最も有利であるかというのを選択するのが、ここにいるそれぞれの担当課長の手腕になります。最も有利なもので、そして、かつコストを圧縮して必要な住民サービスをする、これが市長の責務であると考えています。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 市長の答えは、個人の家庭で言えば、借金があってもそれは仕方ないというような受け取り方ですが、私は借金はもう市はゼロにして、預貯金が増えるような行政をしていく、その余剰にできたお金を子どもたちの福祉に回すのが市長の役目だと思うんです。借金はいたし方ないなんていう前提に立ってはいけません。しからばどうしたらいいか。まず市役所が変わらないといけません。市の職員の給与の検討、議員の定数の検討、議員の歳費の検討、まず市役所が変わって、しからば市民の皆さん、こういう苦勞をお願いしますと。先ほどのコロナ禍でもそうですね、市民にはいろんな規制を強いながら、夜、飲み歩く人たちがいたわけですね、市民に大勢迷惑かけて。そういうのをなくして、まず市役所がどういうふうになるかということ、その前提で、その後に物事を進める。それを置いて借金が必要だという理論は市民は納得できないんですが、私はこの負債をゼロにしていく努力が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 先ほど、私が行政というのは借金をしながら進めるものがあると申し上げましたのは、例えば公共事業で、未来にも使う道路、こういったものについて、今の人だけのお金ではなく、未来に使う人に対しても負担してもらおうと、こういうふうなものが一般論としてございます。

それから、職員が変わることが大切だとおっしゃいました。これは私は相当共感しています。それは、今ここにいる職員がよくないという、こういう意味ではなく、私たち行政は、やはり市民のために働くという、そういう意識をしっかりとって、そしてコストカットをして、そして場合によっては見直したり、止まったり、立ち止まったりといったことをすべきだと考えています。これについて今、様々な研修の中で、私もその先頭に立ちまして実施してるところでございます。

今回のコロナのワクチンのときも、相当の実は市役所としての業務量が増えました。かといって、直ちに職員の数を増やすわけにはいかなかった。したがって、今いる人間の回転数を上げるしかないということで、職員の人たちが頑張ってくれました。私はよくやってくれたというふうに思っています。前回、中村議員から、御苦勞さまでしたというふうに言ってもらいました。こういう言葉をいただくと、本当に苦しみながら自分の家族のことを二の次にして市民のために働いている職員たちが報われると思います。どうかそのような見

方で今後も御指導いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 回答が抜けてると思うんですが、違法業者との対話についてのその結果をどういうふうに総括してるのか、市長、お答えいただければと思います。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 昨年度の無許可業者との話合いがどう生かされたかという御質問と捉えましてお答え申し上げますが、昨年度の条例違反事業者との話合いにおきましては、当然、条例の遵守を強く求めております。さらに条例の罰則適用も踏まえ、警察等とも協議を進めてまいりました。今年度は佐々木議員も含みます白浜原田市民グループを中心に地元住民との意見交換も行い、対応策につきまして行政と地元が協力しながら進めてきたと思っております。具体的には条例に基づく指示書の発出等の各種対策ですとか、地元原田支部によります浜地内でのレンタル営業の実施等と考えております。

結果として、条例違反業者の活動範囲を一定程度狭めることができたものというふうに考えておりますし、サービスの提供の面におきましても大きな一歩になったというふうに感じているところでございます。

また、プロジェクト委員会のほうも立ち上げたことは以前にも御説明させていただいておりますけれども、こちらのほうの委員会を立ち上げて、課題解決に向けて庁内横断的な検討を行いまして、パトロールの回数ですとか、メンバーの強化、防犯カメラの設置などに取り組んできたところでございます。今後もさらなる改善に向け、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） もっと端的に、結果が出たのか出なかったのかを知りたいですね、区民は。はい。

それから、グランドホテルの関係なんですが、金額が正確に、個人情報ということで開示されない、これ、市民に対して失礼ですね。どんだけの負債があるのか、個人情報だから駄目だと、それでグランドを買ってくれ、これ、とんでもない議論です。回答を求めます。

それから、取得に当たって3億円から4億円ということですが、幅がありすぎますが、何月何日にどの担当がどの業者と立入検査をしてこの金額を出したのか、建物の図面が存在す

るのか、建物の中にアスベストが使われていないのか、アスベストが使われてるとなれば、解体に物すごく費用がかかります。4億円では収まりません。たとえ4億円としても、市民2万人ですから、1人2万円です。4人家族でしたら8万円負担しなきゃいけないんですね。これが5億円、6億円になったら、さらに市民の負担は大きくなります。個人情報云々と言いながら取得する、市民に負担させる、こんな理不尽の議会は本当に爽やかではありません。もう少し爽やかにやっていきたいと思うんですが、この辺について、いつ、誰が、どのような調査をしたのか、回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

ただいまの個人情報というお話ですけども、答弁としては繰り返しになります。税務情報につきましては、法律の定めによりましてお答えすることができませんということしか言いようがないです。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうから、取得費用というか、解体費用が全員協議会で3億円から4億円というふうに申し上げたところでございますが、これにつきましては、インターネット情報によって、ホテル解体の概略単価というのがありまして、それを参考に平米数を掛けて、4万円から5万円という形で本物件に延べ床面積を乗じて算出したものでございまして、アスベストの処分費や重機の搬入等は踏まえて算出はしておりません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 市民に対して失礼ですね。立入検査もしてないんですね、図面も見てなくて、で、3億円、4億円。これ、私、仕事柄、アスベストが入ってたら4億円ではできないと思います。じゃあこれ、5億円、6億円になったら、市長、担当課長、どういう責任を市民に対して取るんですか、この差額を。立入検査もしてない建物を、負債も明確もしていない中で市民に買いますよ、こんな議会はあり得ません。もう少し正常な議会を取り戻してもらいたいと思います。いかがでしょうか。改めて現地確認をする意思はないのでしょうか、よろしく回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） アスベストにつきましては、高額な費用だということは認識して

おりますが、現在、破産手続中で、管財人弁護士の管理下にあります。中に調査することはできかねると現在思っているところでございます。その3億円から4億円、まだ下田市が取得するというふうに決まっておられません。100万円の提示をするだけの話でございますが、仮に、全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、民間が所有してくれるのが一番のベストだというふうの下田市のほうも思っております、そこでPFI等、民間活力を使って、どっかの大きい会社がやってくれるのが本当に一番いいところでございますが、所有者がいなくなって、先ほども答弁させていただいたとおり、飛散、倒壊がありますと、全て市に責任がかぶってくると、そういうことがありますので、取りあえずそのリスクを回避するために手を挙げてる状態で、その100万円で取得できるかというところで100万円を提示させていただくという100万円でございますが、解体につきましても、民間がやるのか、下田市が仮に取得できた場合、今、利活用の予定はございませんが、そういう何ですか、計画がありきになったときに、補助金を使って解体もできようかと思えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 事務局、あと何分ですか。

〔「12分です」と呼ぶ者あり〕

6番（佐々木清和君） 12分。

市長、パーキンソンの法則、御存じでしょうか、イギリスの学者の。そうですか、私の先輩が教えてくれて、僕も納得して、東伊豆でまちづくりをした頃、先輩が町政とはこういうもんだということで。これ、イギリスの話ですが、仕事の量は完成のために与えられた時間を全て満たすまで膨張するというパーキンソンの法則、第1の法則です。量にかかわらず、役人の数が毎年少しずつ増加していることから導き出された理論です。役人の数が増えれば、理論上は仕事に係る時間が短くなると、新しい仕事に時間を割けるようになるはず。しかし、現実には人が増えても同じ仕事を同じ時間でこなす状況が見られていると、そういう理論ですね、これがパーキンソンの第1の法則。

それから、予算、支出の額、先ほどから言ってますように、収入の額に達するまで膨張する、これは税金ですね。第2の法則は、国家の財政状況を基に導かれた法則で、国家の運営費が一定だとすれば、税収の増加で国家の財源は潤うはずなんですが、しかし、イギリスでは、行政の組織ではそのような結果にならなかったと。税金が毎年増えているにもかかわらず、毎年お金を使い切ってしまう、税の負担が増えると、これがパーキンソンの法則で、こ

れは今、常識的になってます。

家計にも当てはまります。人間は気が緩むとお金を際限なく使ってしまう。持ち合わせたお金を使ってしまう。市はこの財務に対して真剣に向き合う姿勢が大事だと思います。公務員が増えると手続が増える、税金が上がる。公務員が減ると国民の無駄な手続が減り、税金が下がる、これもパーキンソンの第2の法則です。普通、公務員が増えればサービスが向上すると思いがちですが、これは逆を証明したということになってます。

私の主張したいのは、得か損ではなく、何が幸せか、何が正しいかが根本にないと、厳しい問題は乗り越えられないということです。どのような生き方が幸せか、市の政策に込められていないと、まさに今の下田市役所の状況になってしまうんです。

それから、これも、これ、労働時間の関係ですが、パーキンソンは同じようなことを言っています。職員の数が増えても同じ仕事を同じ時間でこなす状況から見て、職員からすれば、労働時間が長いほど残業代が増えるので、金銭的なメリットが享受できる。長く働くほどお金がもらえると解釈してしまい、無意識に仕事の時間を引き延ばそうとする神経が働く、これが第2の法則です。こういうところを改めるのが民間の発想なんですね。これを、今の緩々な状況を変えていくのは、まず市役所から変わってほしいというのはこのことでもあります。市長、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 先ほども申しましたけれども、私たち行政に携わる者として、市民の皆さんのことをしっかり考えて、哲学を持って仕事に向き合い、そして実際にそれを実現していくと、これが大切なことは論をまたないと思います。しかしながら、一方で、今、議員がおっしゃったような公務員批判が物すごく今、社会に吹き荒れているような気がします。コロナによって人々のお互いを思いやる気持ちというものが何となく薄れてしまって、誰かのせいにしたり、誰かを非難したり、この前の市内でクラスター発生したときもそうですが、非難の応酬みたいなことになっていないだろうか。先ほど申しましたとおり、できれば正當に私たち職員の今の努力について目を向けていただければと思います。

現在、学校の先生もなり手が非常に少ないというふう聞いています。公務員も同様です。給料が高過ぎるといった批判や、あるいは皆さんからのかなり厳しい、批判ではなく非難に近いような不当なものがところどころあります。今、佐々木議員がおっしゃったことの中にもひょっとしたら入ってるかもしれないと私は感じました。それによって傷つく者がいるということ、どうか忘れないでいていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 捉え方はいろいろとあると思いますが、これは市民の感覚で物を言わせていただいております。批判してるのではなくて、これは統計としてそういう結果が出たので、皆さん、気を引き締めて、市をよくしていきましょうということで、職員個々を批判していることではありません、誤解のないように。

もう時間もありませんので、焼却場について適切な回答がなかったんで、私の考えは、市長が言ってるように、焼却場を造るに当たっては、まずリサイクル、分別、これが最優先だと思ってます。2年、3年かけて、市民の協力をいただいて、ごみを減らして、さあ、こんだけのごみの量になったので、焼却場の規模をこういうふうにしようというのがプロセス、段階だと思えます。今は焼却場ありきで先に行ってますが、2年、3年待っても十分です。万が一、焼却場が壊れても、南伊豆、松崎でお世話になることができます。そういう市民のことを大前提に考えて、まずリサイクル設備の先行投資、これが大事かと思えます。それを徹底した中で、残ったごみをいかに処理するか、バイオ処理、いろいろあると思えます。バイオ処理の補助金なんかも今あるようですが、さらに充実するのも大事だと思えます。

それから、最後になりますが、庁舎の問題ですが、私は不満があるんですけども、現庁舎の図面をもらいに行きましたら、開示できるかどうかを課内で検討すると、こんなことを言っておりましたけど、こんなことでは時間がかかります。何で庁舎の図面が課で検討しなければ開示できないのか。今、事務局に置いてありますが、写真撮影もできないんですね。ですから私、これ、トレースしました、2時間ほどかかります。これは仕事でやってるんで、まだ早いほうです。なぜこれ、デジカメで撮れないんですか。こういうことを行政がやって…
…。

議長（滝内久生君） 5分前です。

6番（佐々木清和君） 何分ですか。

議長（滝内久生君） 5分前です。

6番（佐々木清和君） はい、はっきり言ってください。

議長（滝内久生君） はっきり言ってます。

6番（佐々木清和君） そうということで、まず私の試算ですけども、庁舎西館、それから旧消防、それから本館、合わせると3,073.58平米、それから現稲生沢中学校、これは4階も含めてです、私は1階も、洪水対策もあるんですけど、1階から有効に使って、全てを市庁舎に

する、足りなければ新庁舎を少し造る、そういう発想でないと、前回質問したように、一部をとということで市長は取り消しましたけど、最優先に校舎を、中学校を新庁舎として考えますと、体育館も含めてです、体育館も地元で十分技術的には改善できます。稲生沢中学校は4,525.317平米、これ、教育の中央公民館のやつがちょっとデータがないんで、あれなんですけども、今、狭い中でやってますので、多少の増築は必要かと思いますが、それでも中学を1階から4階まで使う前提、足りなかったら新庁舎を造る、こういう発想に切り替えていただきたいと思うんですけども、市長、いかがお考えでしょうか、市民の貴重な税金でございます、そういう切替え。

それから1億5,000万円、旧庁舎にかけて1年半かかると言いましたね。1年半時間があれば、稲生沢中学にこの1億5,000万円の分を改修に使えるわけですね、お金をどぶに捨てるような発想を捨てて、この現庁舎は改修しないと、中学を同じ1年半であるから、中学校を必要な改修するというで発想を切り替えていただければと思うんですけど、市長の考えをお願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点、お答え申し上げます。

1つ目の、ごみの削減が、あるいはリサイクルの徹底がまずは先じゃないかというふうな御意見、私は全く同感でございます。それはこれまでもずっとこの場でも申し上げていたつもりです。その代わりに、ごみを削減するためには市民の暮らしを変えていただかなければならない。そういったことを私たちが勝手に決めるのではなく、市民と一緒に検討していく、そういったことで、今後、周辺3町も含めて、市民や行政がみんなで考えるワークショップなどを進めていく予定でございます。

それからもう一つ、庁舎について、中学校の利活用を一部でなくということ、一部では、もっとだろうと言われた御指摘は、私はそのとおりですというふうにお答えしました。ただ、全部とは申し上げてない。どのくらい活用できるのかについては、やはりどうしても専門的な検討が必要になりますので、その検討を待って考えたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 先ほど設備の先行設置というふうなお話もございましたので、そちらについてお答えをいたします。

現在計画しているところでは、既存施設の敷地内に新たに設備を整備していく、そのよう

な予定を基本として進めているところです。工事期間中等に過渡期のごみ処理といったものを、そういった部分も考慮して焼却施設、それから資源化施設、そういった順番で整備をしていくと、そのような計画となっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 今、清掃センターの関係でお話がありましたので確認させていただきます。課長の紹介で清掃センターの設備の現地視察を要望して、私、直接お伺いしましたら、今、三機工業が運営管理を委託されてると。新人議員のときには中を十分確認できたんですが、三機が受けたので、会社の規定として、議員といえども清掃センターの中の施設には入れませんと断られました。私はヘルメット、安全靴を履いて、そのつもりで行きました。結局、中央監視センターのちょっと古い操作盤ですけど、そこの確認しかできませんでした。私は中を見たかったんですね。

したがって、要望します。下田市と三機工業の委託契約というんでしょうか、文書があれば提示を願いたいと思います。なぜかという、運営に当たって微妙な故障が生じます。これは受けたメーカーの管理ミスで出た障害なのか、経年劣化の障害なのか、そういう判断に迷うところがあるんですね。こういうものが組み込まれてるかどうかというのもぜひ確認したいんです。ですから三機さんとの……。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

6番（佐々木清和君） あれば、議会中に提示を願いたいと思います。

まだたくさんありますが、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

市長、ついでになりますが、私は感動のまちづくりが大切ということでやらせていただいています。海岸の自然とかまちの歴史。そんな中で、選挙に出たときは公約という言葉は使わないで、挑戦をさせていただくということで、公約という言葉は1つも出しておりません。そんな中で感動のまちということで、朝、議会へ来ると、おはようございます、爽やかな朝ですかというような挨拶をするんですね。答えてくれるのは、議員では鈴木議員が爽やかですよとか言ってくれますけども、これがやっぱり感動のまちの第一歩だと思います。相手に。

議長（滝内久生君） 時間です。

6番（佐々木清和君） はい。

議長（滝内久生君） 時間です。

6番（佐々木清和君） はい。またあれします、よろしく。市長、今日は爽やかでしょうか、

よろしく。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

午前 11時 49分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番、1つ、交通政策と移動制約者への支援について、2つ、公有財産の貸付と有効活用について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、趣旨質問を行います。

1件目の交通政策と移動制約者への支援については、今ある課題に新たなものを掛け合わせ、課題の改善と変革を図るための政策提案であります。

2件目の公有財産の貸付けと有効活用については、今ある課題を明確にし、新たな収益構造を図るための課題追求であります。

国は平成25年、国民の移動に関する権利、いわゆる交通権を保障する交通政策基本法を定めました。また、同法に基づく交通政策基本計画では、専ら事業者が交通サービスを提供する時代から、住民・利用者も含め幅広い関係者が社会経済環境の変化に的確に対応した交通の在り方を共に考え、支える時代へ転換する。情報通信技術の活用をはじめ、技術革新によるイノベーションを進めるという見解を示しました。

その後、下田市においても、平成27年4月から令和5年3月までの8か年を計画期間とする下田市地域公共交通基本計画を策定し、下田市の公共交通を取り巻く課題として、高齢化の課題、移動制約者への対応。来訪者の移動手段の対応。市内移動・広域移動への対応。公共交通利用者確保、運行維持の課題を挙げました。

そこでお尋ねいたします。本計画策定から6年8か月が経過しますが、この4つの課題に対する取組とその改善等の結果について、また、その他改善が図られた交通政策についてお

聞かせください。

さらに、課題の高齢化の課題、移動制約者への対応について、掘り下げて質問をさせていただきます。移動制約者とは、車社会において移動を制約される人で、主に運転免許や自家用車を持たない、または持てない高齢者・子ども・障がいのある方などでございます。このコロナ禍で、特に高齢者の外出機会はこれまで以上に減りました。この課題に対して、どのような交通政策の取組が必要と考えるかお聞かせください。

移動制約者への支援についてでございますが、賀茂1市5町全ての自治体で重度心身障がい者タクシー利用助成及び小中学生遠距離通学費補助金の制度がございます。また、近隣自治体では、南伊豆町が高校生バス通学補助事業で1,110万2,000円。伊豆市が高校生通学補助事業で1,374万6,000円、高齢者割引乗車証購入助成事業で478万8,000円と、在宅高齢者タクシー等利用助成事業で2,065万3,000円。伊豆の国市が在宅高齢者外出支援事業で2,137万1,000円の事業を実施しております。各事業の内容は、高校生のバス通学補助と高齢者の鉄道・バス・タクシー利用補助でございます。

そこでお尋ねいたします。現在、下田市が実施している移動制約者への支援事業とその事業に対する令和3年度予算額についてお聞かせください。

次に、高齢者の外出促進とモビリティ・アズ・ア・サービス、一般的に言われるMaaSについて質問をさせていただきます。現在、各分野でデジタル・トランスフォーメーション、データとデジタル技術を活用した様々な変革が進んでおります。公共交通業界では、様々な種類の交通サービスを需要に応じて利用できる1つの移動サービスに統合するMaaSへの取組が進んでおります。その統合については4段階に分類され、レベル1を情報・検索の統合、レベル2を予約・決済の統合、レベル3をその他サービスとの統合、レベル4を制度・政策の統合とされております。

MaaSの推進に当たり必要なレベル2の予約・決済の統合では、一般的にスマートフォンとアプリが必要となりますが、下田市においては75歳以上の人口、4,810人となり、全人口の22.8%を占めており、そのハードルは非常に高いと考えられます。既に群馬県前橋市では、交通系ICカードとマイナンバーカードを連携させることによるMaaSへの活用と住民向けサービスの提供に取り組んでおります。

そこでお尋ねいたします。私は、下田市における高齢者の外出促進とMaaSの推進に必要なものは、高齢者への交通系ICカードの普及であると考えます。昨年12月定例会の一般質問、新型コロナウイルス感染症対応と地方創生臨時交付金の活用についての中で、高齢者

の外出と新しい生活様式への対応を支援するとともに、キャッシュレス社会への移行を促すため、交通系電子マネーを配付する交通系電子マネー配付事業の実施について、私から提言をさせていただきました。議員の一般質問に対するP D C Aサイクルを踏まえ、高齢者への交通系I Cカードの普及についての協議状況と当局の見解についてお聞かせください。

次に、高校生通学補助と子育て支援について質問をさせていただきます。現在、国の高等学校等就学支援金制度により、世帯年収等の制限はございますが、公立高校及び私立高校の授業料は実質無償化となっております。そこで、授業料以外の教育費に注目したいと思います。平成28年3月に策定された南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画において、下田市に居住する高校生448名の通学先は、下田高校に258名、南伊豆分校に53名、松崎高校に18名、稲取高校に117名、城ヶ崎分校に2名というアンケート結果の記載がございました。仮に、居住地をここ東本郷1丁目とし、通常に通学定期でそれぞれ下田高校に電車で通った場合、3年間で11万2,440円、松崎高校にバスで通った場合、3年間で114万930円となり、1生徒当たり3年間の通学費で100万円以上の差がございます。さらに、子どもが複数いる世帯では、その差が200、300万円となり、通学への経済的負担の課題が見えてきます。

また、急速に少子化が進む中、中山間地域等の高等学校では、特色ある教育で魅力化を図るなどし、学校規模の維持等に取り組んでおり、ここ賀茂地域でも同様な取組が進められております。こうした中、子育て世代の親は、子どもが希望する学校で教育等を受ける機会をつくっていく必要があると考えます。しかしながら、教育などの機会均等と、それに付随する通学への経済的負担の課題については、一家庭だけで解決できるものではございません。

そこでお尋ねいたします。自治体が教育などの機会均等を保障するために必要と思われる高校生通学補助について、下田市はどのような支援を進めていくべきとお考えか、お聞かせください。

2件目でございます。公有財産の貸付けと有効活用について。

昨年12月定例会における私からの一般質問「新しい未来にむけた歳入確保について」の中で、山梨県と民間企業の間で土地貸付料が問題となっておりますが、下田市では賃料算定方法に課題や問題がないかと質問をさせていただきました。それに対する当局の答弁は、土地貸付料につきましてですが、下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱に基づきまして事務を執行してございます。これらの設定が近隣類似の民間実例より著しく高額または低額と認められる場合は調整することができることになっております。貸付審査におきましては、随時の対応で行っておりますが、更新の際には希望の確認を行いまして、その際に貸付料を見

直すこととしております。今後も適正に見直しを図ってまいりますといった答弁がございました。

また、令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定の討論でも、公有財産であるワーケーション拠点施設の貸付けについての意見が出ておりましたので、現状の条例等で公有財産を貸し付けるに当たっての課題や、その課題に対する条例や賃料等の見直しの必要性についてお尋ねしていきたいと思っております。

ワーケーション拠点施設について、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）で、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと規定されております。私は、このワーケーション拠点施設について、全国でオフィスビルや商業施設等の開発、賃貸、管理を手がける三菱地所株式会社に貸し付けることが最も効率的な運用と考えておりますが、公有財産を貸し付けるに当たり、関係する条例等に疑義がございますので、既に令和3年度下田市一般会計予算で決議された予算、市有財産貸付収入60万円でございますが、所管委員会の副委員長として審査不足であった点について、この場にておわびを申し上げ、何とぞ御理解いただき、質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、財産の整備、所有の目的と財産区分についてお尋ねいたします。令和2年度に普通財産であった旧樋村医院をワーケーション拠点施設として整備したところでございますが、この整備、所有の目的は市が行う企業誘致事業（三菱地所を企業誘致すること）なのか、市が行うワーケーション事業（市と三菱地所でワーケーション事業を行うこと）なのかについてお聞かせください。

また、同施設の土地・建物の財産区分において、住民の一般的な共同の利用に供することを目的とする公共用財産とした理由についてお聞かせください。

次に、賃料等の契約についてお尋ねいたします。建物使用料の算定については、根拠規定を下田市行政財産の使用料徴収条例としております。この算定方法では、使用料が建物の延べ床面積のみで算定されており、世間一般的な建物の資産価値が使用料に反映されておられません。この点の見直しの必要性について、考えをお聞かせください。

また、土地使用料の算定については、根拠規定を下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱としております。行政財産として区分される土地でありながら、なぜ下田市行政財産の使用料徴収条例を根拠規定としなかったかについてお聞きかせください。

併せて、根拠規定とした下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱の第4条（貸付面積）

では、土地の一部を貸し付ける場合において進入路等を確保する必要があるときは、その部分も貸付面積に算入するとされており、土地使用料に算定されている貸付面積は、建物敷地と専用庭のみとなっており、進入路や駐車場等は貸付面積に算入されておりません。この点の見直しの必要性について、考えをお聞かせください。

また、ワーケーション拠点施設の全体面積の土地1,736.41平米・建物385平米から、貸付面積の土地510平米・建物275.78平米を差し引いた残り面積の土地1,226.41平米・建物109.22平米は公共用財産としてどのように運用し、管理されているかお聞かせください。

最後に、公有財産に関する条例、規則、要綱についてお尋ねいたします。従来型の行政財産の目的外使用が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、行政財産の貸付けは可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度であると考えられますが、下田市ではこの2つの制度の違いについて、条例、規則、要綱等でどのように区分し、整理しているか、お聞かせください。

また、使用料や貸付料の減免について、ワーケーション拠点施設を貸し付けるに当たり、減免を適用することができる条項が下田市の条例、規則、要綱等にあるかについてお聞かせください。

以上、趣旨質問を終わります。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうから、地域公共交通基本計画の4つの課題に対する取組と、その改善の結果についてと、改善が図られた交通政策についてと、あと課題1の高齢化の課題、移動制約者の対応について、どのような交通政策の取組が必要かという問題についてお答えさせていただきます。

この期間の主な取組といたしましては、課題1の高齢化の課題、移動制約者の対応に対しましては、稲梓地区に地域内交通再編として東海バスの賀茂逆川線をコミュニティバスいなみん号に転換をしております。

課題2の来訪者の移動手段の対応に対しましては、交通拠点である伊豆急下田駅の情報案内、分かりやすさの向上のため、デジタルサイネージの設置やバス停標示の改定を行っております。

課題3の市内移動、広域移動への対応に対しましては、中心部路線の再構築として、東海バスの大賀茂線、須崎線をフィーダー系補助路線化とし、中心市街地を經由してメディカル

センターまで延伸をしております。

課題4の公共交通利用者確保、運行維持の課題に対しましては、バスの乗り方教室や、沿線小学生の描いた絵をバス内に展示等の利用促進事業の実施や、路線維持のため自主運行バス等の補助金の交付を実施しております。

課題解決に向けた取組につきましては、路線再編や結節点の整備などを進め、公共交通利用者数の維持確保を図っておりますが、人口減少、少子高齢化の進展により、利用者や交通従事者の確保がより困難になると想定されることから、地域の現状や環境の変化に対応した交通体系の構築に向け、さらなる取組が必要だと考えております。

各取組の効果につきましては、現在、次期公共交通計画の策定に当たり、詳細な効果検証、総括評価を行っているところでございます。

交通系ICカードの普及につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、バス事業者が行う交通系ICカード導入事業に対して補助金180万円を交付するものとしてるところでございます。来年3月までに導入作業が完了し、下田営業所所属車両32台のうち、下田南伊豆エリア24台全ての車両において交通系ICカードによるキャッシュレス決済サービスが利用できるようになります。カードの普及につきましては、今後、バス事業者と連携して、広報、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所では、下田市が実施している移動制約者への支援事業と、その事業に対する令和3年度予算額をお答えさせていただきます。

福祉事務所が所管する障がいサービスとしましては、障がい認定区分1を持っている方に通院等解除、通院等乗降解除による移動支援を行っております。また、障害者手帳を所持している方には移動支援事業を実施しております。こちらは病院等への通院のための移動や社会生活上、不可欠な外出、行政手続や選挙のことですが、そのほかに余暇活動のための外出支援にも対応しています。加えて、市単独事業としましては、重度心身障がいタクシー利用助成としまして、こちらは障害者手帳を所持している方に年間24枚のタクシー初乗り料金相当のタクシー利用券を配付しております。令和3年度につきましては、今現在、53の方に24枚つづりの券を配付しております。令和3年度当初予算は74万7,000円となっております。

また、高齢者への交通系ICカードの利用につきましては、高齢者所管の課としましては

利用の広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 市民保健課では、高齢者の外出機会の創出についての取組といたしまして、高齢者支援の特に介護予防に資する目的として、ひきこもり予防に伴う移動支援の事業を現在進めており、昨年度より静岡県の指導を受けながら移動支援セミナーや交通ボランティア養成講座のほうを実施しております。本市は電車、バス、タクシーなど、他市、他町に比べて充実してる状況ではございますが、現在、各地区での高齢者の居場所づくり、認知症カフェの推進を現在しており、来年度に向け、地域の実情に応じてボランティア等を活用した外出を促すようなサロン送迎等の移動支援の仕組みづくりを検討しているところでございます。

また、現在、介護保険制度における訪問型サービスにおきまして、要介護1以上の認定を受けられている方につきましては、通院等乗降介助を利用することで、通院のほか、日常生活に必要な買物や預金の引き下ろし等の移動に伴う介助支援が訪問介護員等により対応しております。令和3年度予算におきましては、居宅介護サービス費8億5,000万円の一部の中で、令和2年度の実績といたしましては113名、延べ日数が約2,500日、金額にして290万円程度の利用がございました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、交通政策と移動制約者への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、移動支援事業についてでございますが、子どもへの支援事業としましては、小学生を対象とした児童通学費補助金、予算額110万円、中学生を対象とした生徒通学費補助金、予算額380万円となっております。

次に、高校生の通学費補助につきましては、県の高等学校遠距離通学費補助金制度により助成がされております。内容としましては、通学に要する経費の負担の軽減を目的とし、生徒が通学に利用する公共交通機関ごとの1か月分の定期券購入費の合計金額から基準額1万5,000円を差し引いた額の2分の1相当額を助成するものです。おおむねの年収350万円未満の世帯の生徒が該当となるもので、この制度を基本として考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、2件目の公有財産の貸付けと有効活用についての中で、旧樋村医院の整備の所有の目的、あとは財産区分と建物・土地使用料の算定、貸付面積に進入路、駐車場等が含まれていないことについて。最後に、貸付地以外の運用と管理について、順にお答え申し上げます。

本施設の目的には、ワーケーションの展開に加え、首都圏などの企業と下田の小規模な事業者とのマッチングを契機とした企業誘致という2つの側面を持っております。行政財産は公共用財産と公用財産の2種に分けられますが、施設の主たる利用者は、首都圏などの市外の企業等で、市民が共同利用する財産として位置づけていないため、本施設の財産種別を公用財産としてございます。

次に、建物使用料につきましては、下田市行政財産の使用料徴収条例第2条を準用し、算定してございます。また、土地使用料につきましては、下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱第5条を準用し、算定しております。貸付面積に進入路や駐車場等が含まれていないことにつきましては、貸付面積以外の部分をワーケーション事業の推進に関する包括連携協定に基づく企業間交流事業などに利用することや、市が施設を利用して行うワーケーション関係事業に利用するためでございます。

貸付地以外の運用と管理につきましては、施設と一体として整備したものでございまして、産業振興課で適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 江田議員の最後の、公有財産に関する条例等のお尋ねにお答えいたします。

行政財産の目的外使用につきましては、地方自治法により目的外の使用を許可することができる」と規定されておまして、具体的な手続につきましては、下田市公有財産管理規則に許可に関する規定を、下田市行政財産の使用料徴収条例に使用料の額、徴収減免等に関する規定を定めています。行政財産の貸付けにつきましては、行政財産の有効活用という観点から、地方自治法が改正されてきたこともございまして、その規定に従いまして運用をしているところでございます。今回のワーケーション拠点施設の活用の件を含め、今後、行政財産の貸付けを行う機会が増えることも想定されますので、現在、下田市公有財産管理規則に必要な規定を加える改正や貸付料の減免について検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 計画策定から6年8か月が経過し、いなみん号等の改善がされているということでございます。本計画の評価スケジュールについては、計画実施から3年後に中間評価を行い、P D C Aサイクルの考えにより、最終年度、令和4年度に向けて事業を実施するということでございます。来年度がその令和4年度となります。令和4年度より統合中学ということで、バス、また鉄道の利用者が213名ふえるということで、この最終年度、令和4年度については、新たな下田駅周辺の公共交通、交通政策についてどのようなイメージを持って最終年度を迎えるか、お聞かせいただきたいと思っております。

もう一点、高齢者の外出機会ということで、ソフト的な説明をいただきました、非常に有効なものかと思っております。一方で、ハード的な支援というものもあると思われまして。過去に下田市内におきまして、高齢者タクシー利用助成という初乗りの券を配られていたかと思っております。また、併せて、先ほど配られた広報しもだのほうにも記載がございましたが、自家用有償旅客輸送についても、こうした高齢者の外出には有効だと私は考えております。この2点について当局はどのようなお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、移動制約者に対します行政からの支援ということで、何点か御答弁をいただきました。下田市が策定しました地域公共交通基本計画におきまして、平成26年9月に実施された公共交通に関する市民アンケート調査の詳細が触れられておりました。路線バスを利用すると回答した800人のうち、その理由の39.1%がほかに交通手段がない、車・免許等がないという内容でございました。また、路線バスを利用しないと回答した2,288人のうち、その理由の71.9%がほかの交通手段を利用するため必要ないという内容でございました。この回答結果からも見られますとおり、交通政策については、いかに移動制約者への対応が重要かと読み取ることができます。

これに対して、市民アンケートの中にございます公共交通に対する補助、税金負担の在り方に対する設問に対しまして、回答者3,176人のうち52%の方が、路線バスについては現在と同程度の財政負担を維持しつつ、高齢者や障がい者などの交通弱者の足の確保に関する取組に対しては、市の補助を強化していくべきという回答結果がございました。この回答結果に対しまして、下田市としての交通政策に対しますP D C A、どのように行われたか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、高齢者の交通系I Cカード普及についてでございます。臨時交付金を活用して、ま

ず、これまで利用が不可能でありました市内を走る路線バスでのＩＣカードが使用可能という御説明をいただきました。一方で、いかにこの交通系ＩＣカードをキャッシュレスになかなか踏み込むことができない高齢者の方にカードを持っていただくということが私は重要と考えております。今後、マイナンバーカードにつきましては、保険証であったり、金融口座、運転免許証など、様々なデータとひもづけられ、自治体ＤＸと合わせて住民向けサービスの提供に欠かせないものと予想がされます。交通系ＩＣカードの普及を推進することは、高齢者の外出促進及び公共交通の利用促進につながると私は考えております。下田市が策定しました地域公共交通基本計画の理念では、市民、来訪者にとって使いやすい、また使いたくなる公共交通の実現、サブテーマとしまして、生活、観光の両面に配慮した下田版交通まちづくりと、うたわれております。私はこの交通系ＩＣカードの普及により、下田版ＭａａＳとして推進されていくことが下田版交通まちづくりと考えておりますが、下田市がこの理念に掲げる下田版交通まちづくりの理想像を具体的にお聞かせいただければと思います。

最後に、高校生通学支援の関係でございます。県の遠距離通学補助金につきましては、私も認識しております。市のほうで現在、市内在住の高校生がこの支援制度を何名の方が使われてるか分かれば、お教えいただきたいと思います。私が調べた中ですと、この対象の世帯年収、また住民税等の均等割のハードルが非常に高い制度なのかなと考えております。保護者が負担する全ての交通費を行政が補助することは難しいと考えておりますが、県が要綱で示しております、この遠距離通学費補助金のスキームを準用し、先ほどアンケートで出ておりました448名と、その生徒さんの通学先を当てはめて私のほうで試算をさせていただきました。単年度の合計で約780万円という数字になります。下田市では様々な行政計画で、令和6年度までに年間出生数を100名とする数値目標を掲げております。高等学校については義務教育課程ではございませんが、下田市独自の高等学校遠距離通学費補助金による子育て支援は有効な少子化対策、また、移住・定住促進策であると私は考えます。

年間予算額約800万円という数字は、南伊豆町や伊豆市が実施しております高校生通学費補助、それぞれ1,100万円、1,350万円と比較しても決して予算化できない数字ではないと考えますが、令和4年度予算に向けて、高校生への通学補助についてどのようにお考えいただけるか、再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 最初に、次期計画の下田駅周辺のどんなイメージでつくられるかという御質問なんです。現在、今、令和3年、令和4年で第2次の交通計画を策定中でご

ざいますが、現在行ってるのが、この1次の検証結果、評価を全部、今行っておりまして、また、公共交通利用者に対してと、あと市民向けに今月中ですが、5,000人に対してアンケートを取ってまいります。その結果を受けての計画になりますが、当然、議員言われたとおり、統合によって子どもたちが増えるような形になるうかと思えます。それに対して、アンケートとともに、その結果を踏まえてなんです、周辺の交通形態、新たなモビリティの検討なんかもしていきたいというふうな考えではあります。

続いて、下田版MaaSの理想像、ちょっと難しい質問なんです、下田版運輸連合という言葉もありますが、様々な交通システムの利用や、IC系、様々なツールを使って、その高齢者も含めて公共交通をなくしてはいけない、利便性を確保していくというのが理想形だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、高校生の通学補助の関係でお答え申し上げます。

現在の県の通学費の補助を受けてる生徒の人数については把握をしておりません。

それから、令和4年度に向けての通学費の補助の検討に関する御質問でございますが、確かに近隣の市町、先ほど御紹介いただきました南伊豆町、伊豆市、また、西伊豆町でも通学費の補助は行われております。その内容については、保護者の経済的な負担の軽減というものと、あとは路線バスの利用の促進や地元高校の存続、そういったような目的も兼ねられているものでございます。そういった形で多様な観点から支援が行われているというところでございます。それから教育委員会におきましては、来年度の中学統合に当たりまして、中学生に対する通学費補助をはじめとしました義務教育における支援の充実に今、努めているところでございます。今後、先ほど申し上げた様々な観点から、そういった問題について研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 議員御質問の、広報しもだに掲載されている自家用有償旅客運送につきまして、下田市ではまだこちらのほうは実施しておりません。ただ、下田市のほうでは、有償ではなくボランティアで行いますサロン送迎のほうを来年度から実施していきたいということで、今、前向きに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所におきましては、高齢者タクシー券の再度の実施ということにつきましては、申し訳ありませんが、検討した経緯はありませんでした。

バスの交通系ＩＣカードの普及につきましては、この間、バス会社さんと話をしたところ、高齢者の方がバスの中での支払いに戸惑うことが多くて、ＩＣカードで支払えるということの方法を使えば、バスが止まって、停止してからゆっくり支払いに降りてこられるという点で、安全面でも大変よろしいという話をお聞きしましたので、そのような面からＩＣカードの普及、高齢者については有意義なものだと思って検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（滝内久生君） １番 江田邦明君。

１番（江田邦明君） 冒頭に申し上げさせていただきましたとおり、今ある課題に何かを掛け合わせて、それを改善し、新たに変革していくということで、近隣自治体の移動制約者に対します支援制度、金額もそうなんです、方法がアナログな回数券の配付であったり、後精算、事業者さんと行政で後精算される。また、アナログのパス券を買って、均一で100円で御乗車いただけるというものでございます。やはり変革していくために一番重要なキーワードは、議会もそうですが、ＩＣＴ化によるいろいろな効率化を図ることが重要と考えております。今後、高齢者に限ってではございませんが、移動制約者に対します行政の支援をする際には、ぜひともこのＤＸを見据えた方法で取り組んでいっていただきたいと思います。特に高齢者の方はクレジットカードに非常に不安を抱えておりますので、前もって使用可能な金額をチャージ、デポジットできる交通系ＩＣカードというものが一番有効なものであると私は考えておりますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、統合中学後の駅前の整備についてでございますが、地域公共交通の計画策定に当たるアンケート5,000名ということで、恐らく無作為抽出でのアンケートになるかと思えます。中学生は毎日その伊豆急下田駅、また東海バスの下田駅のバス停、駅を利用されるわけでございますので、ぜひとも中学生、また、その保護者に特化したアンケートの実施もお願いしたいと思います。

最後に、高校生の遠距離通学でございますが、現在、下田市から、私の知る中では、函南のほうまで通われてる方がいらっしゃいます。やはり交通費が３年間で100万円違うということは、県立高校に通う中で、やはり費用の負担の平準化という中で、行政がそこには入っていく必要があるかと考えます。現在、近隣市町ではバス事業者の存続という意味で、バス

定期等に関する補助はされておりますが、ここ下田市においては沿線の稲取高校であったり、城ヶ崎分校といった鉄道を利用した通学をされている方も非常に多くございます。今後検討していく中で、バス通学に対する補助ではなく、高校生が自分が行きたい高校に行けるように保護者の経済的負担が平準化されるよう、鉄道、バスの通学費に対する支援の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2件目の公有財産の貸付けと有効活用について再質問をさせていただきます。

まず、整備の目的というところで、1つに、市が実施するワーケーション事業、もう一つに、企業誘致という御説明がございましたが、私が認識をした企業誘致については、このワーケーション事業を実施する三菱地所株式会社を企業誘致するという認識でありますが、そうではなく、三菱地所がワーケーション事業を行う中で、ワーケーション施設を利用する企業に対しての企業誘致なのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。

次に、財産区分に関してでございます。課長の説明では、公用財産という御説明がございましたが、私は令和2年度決算における公有財産の移動一覧表、こちらを参考に事前通告書の中の質問をさせていただいております。こちらには土地増加分、行政財産、公共用財産、ワーケーション拠点施設整備、建物増加分、公共用財産、ワーケーション拠点施設と記載がございます。この決算に係る審査資料と課長の答弁のそこについて理由をお聞かせいただきたいと思います。この点につきましては、他の自治体においても監査委員から財産の適正な管理についての意見が非常に多くございますので、お教えいただきたいと思います。

次に、土地使用料の根拠並びに建物使用料の根拠ということで、それぞれ2条と5条を準用したという記載がございます。こちらについては準用規定等が私が調べた中ではございませんでした。本来であれば、行政財産の建物であったり、普通財産の建物を貸し付ける予定があれば、条例や要綱、規則等の改正を行った上で契約を結ぶというものが正当な流れではないかと思いますが、実際その点が行われたのかどうかという、運用の中で実施してしまったのかどうかというところを最後、再度お聞かせいただきたいと思います。

次に、進入路、駐車場等の貸付面積が算入されてない、こちらは包括連携協定に基づきという御説明をいただきました。こちらについては、市が実際行うワーケーション事業の推進交流事業等で利用するという御答弁がございましたが、令和2年度中の利用状況等、お聞かせいただきたいと思います。

併せまして、貸付け面積以外の部分についてでございます。土地についてはおおむね山林等、普通財産でございましたので、駐車場スペース、またエントランス、進入路ということ

は理解できましたが、建物部分がおよそ110平米ございます。この110平米は貸付け以外にある110平米というものは何を指しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

再質問については、そのまま行かせていただきます。

これ、ワーケーション施設の貸付けに当たって、委員会説明の中で、当該箇所が下田市指定文化財、下田御番所跡ということで、その点についてもしっかりと利用者であったり、活用していくというような御説明がございましたが、その点についての今後の方針ですか、そういったものをお聞かせいただければと思います。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います、よろしいですか。

1 番（江田邦明君） はい。

議長（滝内久生君） それでは、2時5分まで休憩します。

午後 1時51分休憩

午後 2時 5分再開

議長（滝内久生君） 会議再開の前にお願ひ申し上げます。

携帯電話については、電源を切るかマナーモードにされるよう、よろしくお願ひします。

休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは私のほうからお答え申し上げます。

このワーケーション施設の関係でございます。三菱地所が首都圏の企業をそこに誘致して、ワーケーションとして事業を行ってある。三菱地所が行ってるじゃなくて、企業を連れてきてという感じですかね。

あと、申し訳ございません、行政財産の関係でございます。本来であれば行政財産のうち公用財産のその他にこの部分を記載しなければならないところを、公共用財産に記載したということが誤りでありまして、申し訳ございませんでした。また、そのタイミングで訂正をしたいと思っております。

あとは、110平米の建物につきましては、昔、浴槽として使ってたところがありまして、そこを外の倉庫代わりとして倉庫用具等を置いてる場所、保管場所として現在使っておりま

す。

文化財の関係ですけど、文化財、おっしゃったように指定文化財がございまして、それがあつてもあつて、そこを入り口を地所等に貸すと占有、独占で、いろんなところで弊害が出るということもあります。あとは、文化財に関しましては、昨日、中村議員の質問にあつたように、教育長から教育の国際化とか、あと下田の歴史に誇りを持てる教育とかという部分もありまして、あそこで例えば、そこを緑化の整備をしておりますので、そこで歴史の勉強をしていただくなり、今そういうところで活用、別な活用をしていただくなり、その辺は今後、協議していきたいということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 公有財産の管理につきましては、行政財産、普通財産でございますが、関連する条例、規則等、それから要綱等につきまして整合性を図りつつ、見直しを現在検討しております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。マスクの着用をお願いします。聞こえますか。マスクの着用をお願いいたします。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません、令和2年度中の使用ということで、すみません、答弁漏れでございまして、申し訳ないと思っております。令和2年度は整備中ですので利用がなかったわけなんですけど、令和3年度ということで、令和3年度につきましては、コロナの関係もございまして、使用のほうは特に多くはなかったわけなんですけど、中学生の総合学習の中でワーケーションというお題があつたもので、その辺をあその施設を使って、中学生に見てもらったというような取組もしております。二、三回ほどやっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 財産区分については、今後、利用方法に合わせ、適正に見直すという御答弁をいただきました。私は、全てを公用財産にしてしまうのではなく、進入路からエントランス、史跡の部分については公共用財産のまま残すべきかと思われまふ。365日、あのワーケーション拠点施設が使われるのであれば、大きな問題は生じませんが、使われないとき、あの空間を下田市の財産として公用のみで使うというのは非常に非効率かと思われまふ。

現地視察で私も行かせていただきましたが、大浦を臨む非常に風光明媚な場所で、近隣に駐車場もなく、市民の方があの空間を使えるような仕組みづくりをぜひともお願いしたいと思います。そうすることで史跡、下田の歴史、御番所としての歴史を市民が、子どもたちが学び、下田への愛着が深まるのではないかと思います。1点、その点について今後の区分の見直しの際、御検討いただけるか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、貸付け以外の約110平米でございますが、今回、課題追求型の質問ということで質問させていただきます。浴槽、私も見させていただきましたが、広く見ても約2坪程度ですか、2坪、3坪程度でございますが、私が思うに、この110平米というのは3階部分の屋上テラス部分ではないかと思います。その点について、この部分は貸付けの面積になぜ算定されてないのか、ほかに浴槽以外にこの100平米というものがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 暫時休憩します。

午後 2時13分休憩

午後 2時22分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません、貴重な時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

それで、公共用財産にしたほうがという御指摘でございます。ワーケーション施設として、あの全体で整備してございますので、やはり市民の方が使用できる施設ではないという認識で、ただ、文化財の関係につきましては、文化財を見学ということは、法によって見学を拒まない、拒めないところでございますので、その辺の見学等は入れるような仕組みとなっております。今、御指摘いただいた有効に活用しろというお話でございましたので、今後、今後の課題として検討していきたいと考えてございます。

面積につきましては、建築面積で積算してございましたので、ちょっとその辺、もう一度、精査させてもらって、直すところは直すということで考えております。すみません。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2件目の質問につきましても、冒頭申し上げさせていただきましたとおり、新たな収益構造を図るために必要な質問だと私は思っております。明確な財産区分、そして必要な条例、要綱、規則の整備、そしてさらなる財産の活用、議員になって以来申し上げておりますが、太陽光発電屋根貸し、またネーミングライツ、屋内・屋外広告、こういった行政財産を有効、公用財産を有効的に活用するためには、まずこういった整備が必要なのではないかということで質問をさせていただいております。

一方で、減免措置等についても私は必要と考えております。伊豆半島の南部ではなかなかございませんが、企業誘致のために、土地等、いろいろな便宜を供与してるところもございます。私はこのワーケーション拠点施設を整備することで、三菱地所がこの下田の地で事業を実施するということは非常に有効なものであると考えております。価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該貸付相手方を選定し、契約することが、当該契約の性質またはその目的を達成する上で下田市の利益の増進につながると私は考えております。ぜひとも今後、条例等の整備に当たり、関連して企業立地、また誘致等に関する促進条例等の整備もお願いしたいと考えております。

市長から発言があるようですので、私からの質問はこれで終わります。

議長（滝内久生君） 答弁よろしいですか。

これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番、1つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問う、2つ、災害避難の困難さの早期解消を求む。

以上2件について、9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

9番（進士濱美君） いかくの進士濱美でございます。

今回、通告に従いまして一般質問、大きく2問、質問させていただきます。

まず初めに、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問うというタイトルで趣旨質問を御説明申し上げます。

今日、質問に当たり、皆様のお手元に少量ですが資料を配付させていただきました。2枚で、これはあるジャーナリスト、井部さんというジャーナリストの方が、廃棄物燃焼排ガスの中から出るごみの実態、見えないごみの実態の集積写真ということで報道しております。これ、後にまた説明させていただきたいと思っております。

早速、循環型社会構築に向けた方向転換のさなか、新たに脱炭素、地域資源の有効化・効

率化といったスローガンを掲げ、全域的な規模でのごみ処理公共事業が国主導で行われていると見受けます。このごみ処理広域化も、かねて1990年の経済成長ピーク時頃より、全国的な規模で推進されてまいりました。それ以前、かねての地域内処理、いわゆる自治体内処理が原則でありまして、その当時には、2,000か所にも全国でごみ焼却場の数が及びました。それが現在は広域化、効率化という国の指導の下、1,062か所まで減っているとデータがございます。

これらの指導といたしまして、国の環境省のほうは、各自治体、県窓口にいたしまして、各県下の自治体に対してブロックごとの広域化をぜひお願いしたいというガイドラインをつくっておるところでございます。県のほうにお聞きしたところ、11月中にはそのガイドラインもできますというお話ございました。それによって下田市の今回続いております、南伊豆広域化ごみ処理計画が、それとすり合わせる格好で再構築をされ、交付金申請が県を通じ、国のほうに出されると思います。

その前に、広域化、規模の拡大をやってまいりましたこの30年間、その先頭を切っていた東京都では、現在それではどうなっているのかというのをちょっとお話しさせていただきます。かねて東京都では、東京都直営から直下のごみの増加の下に区のほうに直轄事例を下ろしました、郊外ですね。それゆえに各地域単位のごみ建設が行われ、最終的には江東区のごみの夢の島、皆様も御存じでしょうけども、そこに当初は搬入されておりました。それゆえに、例えば杉並区の大量のごみが江東区を1日100台、200台のトラックが通過するという現象が起きまして、これは非常に社会面での大きな問題になっておりました。もう既に40年近く前になります。

この東京都の先頭を走っておりました広域化・効率化事業が、現在ではごみが何と足りておりません。不足してるんです。当時から比較しますと約4割減っております。その最大の原因は、もちろん御承知のように経済の低迷でございます。人口そのものは減っておりませんから、経済の低迷そのものだという部分で推測されておるわけです。この6割まで減ったごみの量が新たな問題を引き起こしております。つまり6割に減ったということは、稼働率が6割といいますと、途中、休憩、オフにすると、ラインをオフにすると。あるいは一定期間オフにする、休むといった作業が時折行われております。よって、最も温度の高低を嫌う例のダイオキシン問題が再度発生いたしまして、それについて、新たな対策について東京都は頭をひねっているところでございます。

その拡大路線は依然続いております。その効率化の下に、現状では国の廃棄物処理事業費

が、現状では全国で年間2兆4,000億円まで予算として膨らんでおります。防衛予算の半分近いごみ処理費になっておるわけですね。ここ数年は新たなこれスローガンといたしまして、御承知のように、脱炭素、広域化、地域の資源再利用化といった新たなスローガンをここに載っけてきているわけですね。やっていることは、従来の30年間やってきました大規模化、効率化の内容は全く変わっておりません。変わっているのは交付金の増額でございます。従来、3分の1がずっと来たんですが、現状では御承知のように、今回の問題につきましても2分の1、ほぼ半分が国からの助成金という格好で、地域の弱小の自治体でもごみ焼却場の建設ができるということになってるわけですね。

そこで、ここ数年間の地域廃棄物の実態、地域と申しましても、特に賀茂1市3町でございますが、実態をお互いに確認の上、地域の将来に備える整備事業とそれがなり得るのか否かという観点から質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず第1、南伊豆地域のごみ処理事業の広域化として、平成30年度まで計画されていた下田市、南伊豆町、途中参加でありました松崎町の1市2町による南伊豆町湊地区、現南伊豆町の焼却場跡でございますが、の事業が白紙化にされました。これも一部民営化の部分に関連してくるわけございましたけども、途中、下田市をはじめ、他町もちょっと折り合わないという部分で議会の説明も受けておるんですけども、ここで改めて、なぜ具体的にここで折り合わなかったのか、どこが一番折り合わなかったのか、これを明らかにしていただきたいと思っております。

2としまして、地域の自活力を取り戻すことが大切との声が高まっております。その前提となる重要な情報の共有が住民、行政側、そして議会側でこれが進んではいないんだろう、進んでいないんじゃないかという思いが、最も今回の事業計画では浮き立っていると思っております。その事実といたしまして、台所から始まるこのごみの処理の問題、将来の形が住民の方に見えておりません。現に下田市でも、一部の方でございますが、主婦を中心とした将来の下田市ごみを考える市民の会も立ち上がっております。こうした方々の御意見もたまさか私も伺いますが、なかなか情報というものが伝わっておりません。ましてや下田市以外の3町、西伊豆、松崎、南伊豆、これの議員さんも情報が定かでない。実際にお尋ねして、それ、確認できたわけです。よって、その細かな現状の地元であります住民の方が、自分たちが出しているごみが今後どうなっていくのか、どれくらい経費がかかっているのか、今後は減らしていったほうがいいのか、それとも何らかの資源回収をしていくのかといった将来的な手だてが見えておりません。

よって、この実態の現状について、粘り強く、実は行政のほうにもお願いをしたいところ
でございまして、もっと有効な手だては、現在の構想以外にも有効な手だては果たしてない
のかという部分も含めまして、より多くの人々が自覚した上で、この賀茂地域のごみ処理に
ついて、将来性の計画に参画していくというものを求めるところでございます。

折しも地方分権というのは地域創生を発端にいたしまして、これから地域の皆様が自分で
足を立って稼ぐ力を養ってという、地域を自ら律していくという、こういった社会的な新た
な動きが全国的に動いてるわけですね。その中で下田市、そして南伊豆地域の他町も一緒に
やっていかなければならないと思います。その一端としての、このごみの処理、広域化とい
うのは、エネルギー問題も絡めた中での計画になるだろうということは免れません。循環型
社会には有利な地域性をどう生かすことができるのか、住民を多く、さらに今後も巻き込み、
推進すべきと考えますが、これについて改めてどういう方法でやっていけるのかについて、
具体的にお話を伺いたいと思います。

3つ目といたしまして、ごみ焼却施設の立地選定には最大の慎重さが求められます。実は
この3点目につきまして、私が今回の趣旨質問をした最大の理由でございまして、まず、効率
等、経済採算性の問題は当然ながら、これは重要でございますけれども、それ以上にもっと重
要な問題は、地域の住民、そして目の前にいる子どもたち、中学生、こういう人たちの健康
を兼ね合いが、どう兼ね合っていくのか、その中で採算性がどう折り合っていくのかという
問題であると思います。何よりも環境問題につきましては、従来より東京都をはじめ、自
動車大気汚染、水質汚染等々が一応の落ち着いた見せ方はしておりますけれども、今回の構想によ
る100%燃焼につきましては、非常に疑義があるという部分で、健康被害への関心を中心に
質問をしたいと思います。

自動車の排ガス、工場排出物など特に厳しい規制が敷かれております。ごみ焼却施設もそ
の1つであります。特に排出ガスには法規制基準が厳しく求められておりますが、それでも
可能な限り、居住地域とは隔絶されることが暗に求められております。

現時点では下田市敷根地域、現清掃センターでございまして、との構想でございまして、あ
くまで構想でございまして、現状の敷根地区には御承知のように約200名近い認定こども園、
幼児、保育園児が7か月の乳児から通っております。5歳、6歳、5年間、あそこに通うわ
けですね。それから小学校、各自過ごしまして、再度、統合中学に3年間、戻ってまいりま
す。合計8年間、あの地域で子どもたちが成長すると、日がな成長するわけですね。

これにつきましては、長きにわたるごみ焼却排ガスの影響下で成長するのでありますから、

もちろん周辺の団地住民の方、それから反対側の敷根住民の方も少なからず暮らしておるところでございます。さらには、下田市の33メートルという南海トラフ想定津波浸水を考えますと、特に旧町の住民の方は不安を抱いており、高いほう、高台への移住、居住移転を希望する者が今後もさらに増えてくるだろうと予想されます。

健康対策といたしまして、環境のアセスメント、排ガス除去設備、いわゆるバグフィルターと呼ばれるものでございますが、これが主な対策となっております。いずれも、かねてよりこれらは疑問符のつく対応策でございます。排出物の除去には、多くの焼却場施設で現在ではバグフィルターという、これは排機能と呼ばれておりますが、排機能のバグフィルターが採用されまして、法規制である、特に規制の強い6物質の除去率、これが99.9%除去されているという、これは国の認定でありまして、この基準の下、バグフィルターが現在の下田市にも活用されております。全国ほとんどがこれでございます。

他の無数の重金属、微小粒子物質への配慮はなぜ必要ないと言えるのでしょうか。それともほかに排出物、排ガスより出ていないと、これは判断するのでありましょうか。殊に今回、福島原発事故の放射性物質と、その瓦れき処理をきっかけに、焼却場のバグフィルター性能の実態が実験的に不安視されているところであり、今回の施設では、新たな構想施設では、それが大丈夫との認識があるようございましたら、その根拠をお示ししていただきたいと思えます。

今回の構想段階では、1市3町の1日当たりのごみ焼却量が従来の69トンから58トンに減量しています。想定ですから、見積数値の多少の変動は、これはあるでしょう、承知しております。これで従来述べて、見積もられておりました本体の建設費用は約106億円から90億円に減るのかなという、単純な計算ができるわけです。1トン当たり建設費は、これでも1億5,500万円という数字が出ます。ごみ焼却場の建設に当たりましては、どういう建設費のコストの出し方を出すかといいますと、ほぼ1トン当たり焼却量が5,000トンなのか、1万トンなのか、1日当たり処理量によってごみの焼却場建設コストがほぼ決定いたしておるようでございます。これは各業界からの発表でございます。よって、その計算どおりに従いますと、下田市の建設コストの場合は、1トン当たり建設費が1億5,500万円として見越しているのでしょうか。現在の段階の予算の妥当性を、これをお示ししていただきたいと思えます。

コンサルタント作成の構想につきましては、ごみ量の動向や減量計画、また民営化による運営、契約額の想定なども質問、議論の余地はございます。まずは今回はごみ広域計画、構

想計画につきまして、初段階についての質疑、基本的な質問を以上の内容に質問とさせていただきます。

それからもう一点、質問事項でございます。例年、各地で自然災害に見舞われている中、災害にも伊豆地域での多大な直接、直撃被害は長らく発生しておりません。それゆえ、この時点では災害への対応を強化、実効的に減災事業を整備する格好の機会とも言えます。

しかしながら、災害対応には非常に複雑な局面がございます。新たに今回のように新型コロナウイルス感染の避難、避難所での問題、より一層、避難所での在り方を難しくしているところがございます。

今回は、この住民の緊急避難について、織り交ぜて御質問いたします。

1、避難要支援者、これは自分の力で避難ができない方を示します。避難要支援者の安全避難体制づくりに向けまして、まずその人数把握等の実態、現状の実態、支援者確保、それに対する支援者の確保は見通しがつけられているのかどうなのか。恐らく相当難しいと思えますけれども、また、その支障となる原因はどういったところにあるのか、行政のほうでつかまれていることがあれば明らかにしていただきたいと思えます。

また、こうした難しさ、要支援者の避難の難しさにつきましては、国のほうも重々承知しておりまして、全国各地で難航する避難要支援者の個人をカルテ化する個人カルテを作るという案がございまして、これが大分浸透してまいりました。これにつきましても、政府は新たに1人当たり、カルテを作成する場合にはお金もかかるでしょうということで、今年の報道にございましたが、1人当たり7,000円程度の費用を負担しましょうという発表を今、煮詰めているところだと思います。既にもう先行事例を作成してる地域もございまして。下田市におきましては、この個人カルテ作成の進行状況は、今後どう進めていくのか。また、困難な事情も含めて明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、津波浸水の避けられない、特に旧町の避難に相当の困難さが推測されます。その1つに、人口集中の旧町内避難ビルが全て解除されたことにございます。そのこととも相まって、さきに述べました避難要支援者対応を煮詰めるとき、最終の最終避難手段といたしまして、自動車の使用は避けられないものと推測され、既に東日本大震災を経験した東日本の自主防災レベルでは、最終的には自動車を使用するという相互了解もできております。こうしたものを参考にしながら、車の使用も下田市においてもやむを得ないものと思われそうですが、さらには4中学統合を目前に控えまして、緊急避難道路としての役割が期待される岩下道路の拡幅等の整備が重要さをさらに増してまいりました。この距離といえますのは、例の佐倉

医院さんの三角地点から下田市消防詰所まで約980メートルだったと思います。1キロに満たないという短い県道でございます。かねてより地域住民より、これは生活道路としての安全性の確保を何とかしてくださいと、県、下田市への要望書提出がこれまで三度行われております。その結果、一部退避所程度の設置はできておりますが、ごく一部でございまして、通常の乗用車のすれ違いはできません。

最後に住民から要望されました行動といいますのは、平成29年度、これは岩下地区の皆様、区長さんをはじめ、関連地域の住民の方の署名、1,181名集められまして、これが県知事宛て要望書を提出されました。このときには副知事も参席され、森県議、地域振興局長等々、参席いただきまして、ひょっとすると松木市長も当時土木でしたからいらっしゃったかと思えますけれども。そのときに副知事も、そうですねと、これは決して拒むものではない。道路の拡幅・改善につきましては昨今、法、手法が変わりまして、即座にノーと言えるレベルのものはございませんので、ぜひ努力して、ぜひ地元優先と、地元が率先して、ぜひお願いできればという、こういう説明なさってありましたが、その足で市長室に皆様と一緒に、私も同席しましたけども、その後の全く進展がございません。児童のさらなる通学、住民の最終避難道路といたしまして、整備をこれ以上、先延ばしすることは重要な後悔を生みかねないものとして、再度ここに進展するよう求めますが、所見をお示ししていただきたいと思えます。

以上、大きく2点、趣旨質問にございますけども、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいま進士濱美議員の御質問にありました、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問うということで御質問をいただいておりますので、順次回答をいたします。

初めに、南伊豆町提案の広域化事業の白紙化の具体的理由をとの御質問でございます。南伊豆町の提案に下田市が不参加を表明した理由としましては、民設民営方式であったことが挙げられます。この南伊豆町より提案がありました民設民営方式という事務手法では、民間の会社が建設をし、所有権、運営権を持っているということから、市町の公共団体の運営の関与が難しくなる、乏しくなる、あるいは平等な組織参画が難しくなると。それから災害時の対応など、運営管理の面で不安が多いと。そういったところから広域で整備するメリット

が失われる可能性が大きいという判断の下、下田市は不参加を表明し、また、その後、松崎町も不参加を表明して白紙となったものでございます。

それから2番目に、住民を多く巻き込んで推進すべきではないかといった御質問かと思えます。先ほどの佐々木議員の答弁の中でも同じことを申し上げましたけれども、人口減少、あるいは高齢化が進むこの賀茂地域というところで、老朽化した焼却施設を今後どうしていくか、今回これが共通の課題であり、多くの行政事務と同様に、ごみ処理についても広域化が求められております。殊に循環型社会というものを構築していくことは、持続可能な暮らしに向けて地域全体で取り組むべき最重要課題と認識しております。3Rあるいは4Rの取組によりごみを減らし、これにより焼却量を最小化していくということを目指してまいります。今後、住民、事業者など、ワークショップ等を開催して議論を重ねて、御理解、御協力を得て進めていきたいというふうに考えております。

それから3点目のバグフィルターの性能についての御質問にお答えします。環境省によりますと、バグフィルターは0.1マイクロメートルレベルまでの微粒子を除去可能な装置であり、ほぼ完全に微粒子状の灰を除去することができる。また、御指摘の放射性物質についても、バグフィルターでは0.1マイクロメートルの粒子をカット、つまりシャットできることから、ほぼ完全に放射性セシウムを除去できるというふうにされております。現施設の公害測定の結果におきましても、これまでもお示ししておりますけれども、いずれも国の定めた基準値を下回る安全な水準にありますし、新施設では、さらに環境性能に優れた排ガスシステム、昨日、橋本議員の御質問の中でもお答えしておりますような設備を導入いたしまして、環境負荷のさらなる軽減を目指していくこととしております。

それから最後に、ごみの施設規模を69トンから58トンに減量した上での事業費の予算の妥当性という御質問かと思えますが、これまでも御説明をしておりますとおり、現在、可能性調査で示しております事業費というものがメーカーアンケートの平均値によるものでございますので、来年度実施する予定でございます施設整備の基本計画におきまして、今回の基本構想で想定する58トンという施設規模等を踏まえて、より詳細な検討、見積り等を行う予定であります。事業費についてもその中で算定することとしております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所としましては、災害時避難行動要支援者の安全体制について回答させていただきます。

福祉事務所におきましては、災害時避難行動要支援者名簿の作成を行っております。令和2年度末時点、市のデータによって75歳以上の独居高齢者及び75歳以上の世帯、あと介護保険の要介護3から5の在宅者、あと身体障がい者、肢体・視覚・聴覚ですが、1、2級の方、それと療育手帳Aをお持ちの方を要配慮者として、3,468人を確認しています。この3,468人の要配慮者の数を基に、区長、自主防災会長、社会福祉協議会、地区民生委員等に情報提供するために、本人たちの同意を得て、災害時避難行動要支援者名簿を作っております。その記載されている登録人数は1,211人となっています。

令和3年度におきましても、まだ災害時避難行動要支援者名簿への記載を同意されていない方に同意をお願いする文書をお送りして、名簿を充実して、今年度も更新する予定であります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改定によって、要支援者名簿の登録者を対象に個別支援計画を作成することが市町村の努力義務となりました。その努力義務を受けまして、福祉事務所では令和4年度から個別支援計画策定の事務を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからは、県道下田南伊豆線の拡幅整備についてお答えさせていただきます。

市民のほうから拡幅要望を受け、道路管理者である静岡県からは、地元や地権者の同意が得られれば事業着手は可能ではないかという回答はいただいておりますが、関係する地元区は、複数軒連なる移転を伴う全線拡幅には難色を示しているところでございます。事業実施には沿線の権利者の家屋移転の協力が不可欠であり、今後も地元での合意形成を期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 御回答ありがとうございます。

議長、一問一答でよろしいですか。

議長（滝内久生君） どうぞ。

9番（進士濱美君） 先に順番で伺います。

南伊豆との最初の白紙化された件でございますけども、あのときはたしか南伊豆のほうから資料頂きまして、民民というPPPですか、通称PPPというのかな、PFIがPPPと

いう、全てが民営化と、資本まで民営化という部分で、そこで折り合わなかったのは、やはりちょっとその辺がもう一つ疑問なのは、ごみの量の問題で、いわゆる民間がなぜごみ事業に、公共事業に入ってくるかと申しますと、収益が一定の確保ができるという中の下に公共事業に参入するわけですね。そうしますと、その収益の基盤をつくるごみの量で料金計算は、今でもPFI等はされると思いますけども、その辺の食い違いというのは当時出なかったのでしょうか。その兼ね合いによっては、今回の構想の問題も微妙にPFI、いわゆる民間運営が絡んできますんで参考にしたいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町との白紙化したところの経過というのは、申し訳ありません、私、詳細なところは承知しておりませんが、民間が運営するということで、ごみの量の確保というものが民間としては求めてきていたというふうなことは、あったというようなことは承知しております。ただ、今回、下田市のほうで進めている計画というのは、基本的なところは公設民営という流れを基本としたいということで、今後、来年度、PFIということで、民間資金の導入という検討もいたしますけれども、最終的なところはその結果を見て判断されるというふうに予定しております。ごみの量につきましても、構想等でお示ししたとおりでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 多分、その辺がネックになって、収益的な問題が非常に意見が分かれるところであるのかなと思うんですが、今回の構想につきましても、ごみ量によって民間は収益を発生させるわけです。よって、分かりやすく言いますと、ごみ量を減らす努力、再資源化、分別、やっていく努力をこれ住民の方、下田市の場合、2万人、やっていきますね。他町3町も巻き込んでいく、努力をするわけです、台所から。そうしますと、ごみ量がどんどん減ると。もう半分、先ほどの計算でいきますと、プラスチックと紙量が約7割になっておりますので、その気になれば、2年、1年で7割減ということも空論じゃないと思うんですけども。

そうした場合に何が発生するかといいますと、現状で58トンで契約した場合に、ごみ量が半分になる、30トンになると、処理量。収益が赤字になるんですよ、これ、民間企業の。民間企業、どうしますか。普通なら撤退しますよね。あるいは下水道や水道事業の一環として一般会計の繰入れ、こういう問題が発生するわけです。住民の方が努力して、ごみを減らす、

減らすと努力をしながら、生活改善をする結果が、一般会計の繰入れという、これ、とんでもない話になる可能性もないとは言い切れないと思います。こういう矛盾が発生するわけです、ごみが減れば減るほど。そういうものを今回の構想はぎりぎりの段階のレベルしか賀茂郡はキャパがないということなんですよ。ぎりぎりの段階だと思います。

ですから、富士であるとか、沼津であるとか、焼津であるとか、10万、20万都市であれば、これ、民間が喜んで入ってくると思います。それはそれでよろしいと思いますけども、現在の1市3町の難しさというのは、西伊豆から1時間20分かけてパッカー車が持ってきて、こういう問題、運営の問題、回収の問題、綿密に計算がされておられません。地元の自治体もほとんど知りません、議員さんなんか。そういったものをもろもろ総括的に踏まえた中で、このごみの構想の効率化というのを話し合うべきだと思うんですけども、非常に弱いという部分を感じております。

ですから、課長、御説明いただきましたけど、市長、今日午前中にすばらしい回答をいただきました安心しております。実は最後の最後に、まず前提としてごみの減量だと。それから住民の努力をお願いすると。分別もどんどんやると。そうしますと、ごみというのはあっという間に7割減も可能だと思います。こういう発言を、これからそのためにはワークショップなり、これからやっていきたいという発言をなさいました。これで全て片づくと思います、全てが。と、私はもう結論を出しとるんですけども。そこからの仕事になるんだろうと思うんですよ。

ですから、課長がおっしゃった、そのワークショップも大事だよという部分も、これからもう少し日程を煮詰めて、きちっと示してやっていただきたいと思います。そこは市長、もし追加の御意見があったらお願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 私どもの取組について御理解いただきまして、ありがとうございます。これまで地元説明会という形はやってきているんですが、説明会というのは、私どもがまさに行政の考えてることを市民の人にお伝えするという、ある意味、一方通行になります。そこでいろんな意見を出してくださる方、いますけれども、一緒に考えるといったのとは、それはちょっと違うんだろうと思います。昔の形は、よく、よらしむべし知らしむべからずで、どんどんやっちゃう。で、意見なんかなくていいみたいな形だったんですけど、現在は違います。皆さんの意見を取り入れながら計画を進めるというのが望ましいと思います。

ですから、先ほど担当課長も申しあげましたように、これまで説明会ということはやって

ますが、今度は循環型社会の実現を目指した形での市民と行政がみんな一体となった形でテーブルを囲んで、様々な検討をする、暮らしを変える、ごみを少なくする、その上で最終処分に向けてどうやっていくのかといったことも議論させていただきたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、基本的には今、都市計画決定されているあの場所において、なるべく環境性能のいいものをとにかくいろいろと勉強して、そして量的にもできる限り減量を行って、みんなの力でこの新しい循環型の社会を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） はい、分かりました。

次の問題点、ちょっと移らせていただきますけども、先ほど安全神話に近いようなお話を環境対策課長さん、おっしゃいましたけど、環境省がそうおっしゃってますから。99.9%安全ですよという部分が分かります、これ、公に話しておりますから、発表しておりますから。実はこれ、非常に私ども議員も素人、皆さんも素人。そうした中で、ナノミクロンを争うような微妙な判定検証については、これ、話し合うことはほとんど不可能だと思います、私も承知してあえて聞いておりますけども。そうしますと、あとはもうプロの研究者なりに頼るしかない、そういった情報をいただくしかないという部分で、私もそれなりに思っております。

こういうバグフィルターが脚光を浴びたのは、1つにはダイオキシン問題が発生をして、それゆえに高機能のフィルターとしてバグフィルターという開発がされたわけです。これは種類はたくさんございます。AランクからCランク、もう掃除機のごみのあれまでフィルターですから、無数にフィルターの能力差はあります。最高レベルのフィルターと申しますのは、原子力発電所の排ガスに用いられるHEPAフィルターというものがございます、これも億単位の金額でございますけども。これらを含めて、その7番目、6番目辺りが一般のごみ焼却場、下田市も含めて全国で許可されてるバグフィルターというものです、通称です。これをどこまで排ガスが捕捉できるかというもので基準が決まっております。その基準設定のテストもJIS規格で決まっております。全てが決まっております。そうした中で幾つかの争い、見解の違い等が裁判にまでなっておるわけです。

そうしますと、例えば皆さんに先ほどお配りした「焼却炉のフィルターをくぐり抜ける」というタイトルで、ジャーナリストの現在アジアプレス・インターナショナル、井部さんという方が、現場写真をこれ掲載しております。これ、私も偶然見つけたんですが、実はこれ、

この方は一般の廃棄物の取材に行ったのではなくて、福岡の原発の放射性瓦れきの燃焼が最高レベルのHEPAフィルターで除去できるかという部分の検証に行かれたんですよ、この工場に。そしたら、たまたま一般の焼却場に織り込まれてる、煙突に織り込まれるサイレンサというものです、ちょっとエンジンみたいですけども、これで一般送風や種々の音を消すんです。市街地はみんなこれが入ってます。ほとんど入ってます。大きなものはほとんど入ってます。それを定期的に清掃に持ってきて、クリアにするわけですね、と説明になってるわけです。私もこれ、どこの会社なんか知りませんが、その社長の記事によりますと、これ、大豆か小豆か小麦の粉かなと思ったんですが、触ってごらんさいと、手にずっしりと重いでしょう、この記者の方に、これ重金属ですよ、ということなんです。これが現在、バグフィルターを通して、時折、修理工場に持ち込まれているということなんです。東京都もそうしてます。これで一切出ておりませんという話がどうも、どうしたのかなという部分になってくるわけですね。

こうしたものをめぐって、あと、たくさん論文や検証がございます。例えば弁護士会で理学博士でもある梶山さんという方は、全国、ごみの問題点について講演してまいりましたけども、その中でさらにびっくりしたのは「たたかう住民とともにゴミ問題の解決をめざす100人の弁護士の連絡会」というのが日本にはあります。こういう組織はほかにございません。いわゆる談合問題が主流なんですけども、それをテーマに弁護士がつくわけですね。それとつれづれにこの排ガスの問題、放射能ガスの問題が伝わってきてるわけなんです。そうしますと非常に疑義を呈するような論文が幾らでも出てくると。

東京都もそう発表しております。東京都健康センターというところなんですけども、ここでも発表しております。これ、出ておりますと。多くの、大きな粒のものは、自動車や土壌から排出されますが、ナノミクロンレベル、1ミクロン以下の小さなものは全部抜けてしまします。それがほとんど現在の大気中に漂ってるという論文発表をしております。東京都です。

それから、矢ヶ崎克馬さんという琉球大学の名誉教授、理学博士の方も、これバグフィルターの特性について検証しておりますが、ほとんどもう駄目だと、6割程度しか除去できないということをおっしゃっております。あと、日本消費者連盟でも検証しております。これも発表しております、駄目だと。

最近では浜岡原発の瓦れきは皆さんで手間して燃やしてあげなさいよと、下田市が一番先に手を挙げましたが、あそこで焼く前にテスト検証しましたね、放射能瓦れき入ってるもの、したんですよ、バグフィルターで塞いだと、そしたらもう60%しか取れなかったと。それで

広域の瓦れき、広域処理が中止になったんですよ、全部。現在やってませんよね、どこも。そうした食い違いがある中で、環境省がどういうなのか、これはもうデータの張り合いに最終的には行くんだらうと思うんですけども、その辺は課長はもう少し詰めて、データの検証できるでしょうか。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

9番（進士濱美君） はい。

議長（滝内久生君） 15時30分まで休憩します。

午後 3時15分休憩

午後 3時30分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、先ほどのバグフィルター等の件の御質問にお答えいたします。

バグフィルターの規格ですとか、そういったものはJIS規格等で決まってるよというふうなことで先ほど進士議員もおっしゃってましたけども、全くそのとおりでございまして、環境の測定ですとか、そういったもの、一切のものも法律、それからそういったJIS規格等で本当に細かく定められております。環境基準というのが環境基本法というところで定められておりまして、人の健康奉仕、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるというふうに規定されており、また同じ条文の中で、常に適切な科学的判断が加えられると、必要な改定がなされなければならないというふうに規定されております。

先ほどの進士議員が示していただいた資料ですと、2012年というふうになっているようでございまして、私は今回、答弁のほうで見た資料というのが、環境省のほうから出されているものが平成25年ですので2013年になるかと思えます。2013年に出された段階で、こういった資料にあるような方の意見ですとか、あるいは先ほど示していただきました研究成果ですとか、そういったものの知見が検討された上で、平成25年の環境省チラシを出して、これ、つい数日前に資料をダウンロードしたばかりですので、これまでも今、同じ見解で運用され

ているもの、そういうものであるというふうに私は認識しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 時間がありませんので手短にやらさせていただきます。

そうですね、こうした環境汚染に対する基準というのは年々厳しくなっております。私も分かりやすいのは自動車の排ガスの問題は何度厳しく段階的にやられて、ハイブリッドまで生んで、今度は電気自動車というふうに来てるわけですね。当然、厳しくなっていくんではありますが、やはりごみの煙突から出るごみというのは、人知ではなかなか把握し切れてないというのが実態のようです。JIS規格が細かくしてるのも、それも年々変化しております。

先日私、はたと見たのは、新聞広告の中に、フィリップモリスというタバコのメーカーがございます。これ、世界トップの化学会社です。世界トップです。桁違いの化学会社が、たまたた我々はタバコでしか知りませんけども、全面広告の中で、紙タバコは燃えることで6,000種類以上もの化学物質を出すと。これ、私もびっくりしました。何で6,000も入ってるのということなんですけども。聞いてみましたら、いわゆる従来の物質は十数種類だと。しかし熱を加えることによって、50度、100度、200度に熱を加えることによって、変化した物質がまた変わると、合成になると。合成した物質がまた100度に行くと、今度は分解して、また違うものになると。こうして最後には、化学変化というのは6,000種類以上まで出るという確認はされていますという広告なんです。だから、電気タバコを吸ってちょうだいという広告なんですけども、なかなか巧みなんですけども。実際はこうだと思います。ですから排ガスについても、従来、立ち止まったままの基準で大丈夫だよということではなくて、ぜひ一生懸命、検討していただきたいと思います。

それからもう一点、気になってることがあって、環境アセスの問題が先ほどから言われておりますが、市長、環境アセスが1年半かけて、それから結論によってゴーということなんです。環境アセスについても非常に課題、問題が多いです、日本の場合は。これ、アメリカから始まりまして、1960年辺りから始まって、ダイオキシン問題から急遽、環境アセスもやりなさいと、市長はプロでしょうけども。一定レベルのごみ焼却場についても、やるのが好ましいという段階になってるわけですね。しかしながら、調べた限りでは、国内でダムの造成、道路、種々の工場、飛行場、それから排ガス、それからタンク、種々の工業製品の造成については環境に及ぼす影響調査、いわゆる環境アセスが義務づけなんです。その後の

義務づけが厳しくなった後、行われた環境アセスが全国で1,220件あるそうなんです。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

9番（進士濱美君） はい。

そしたら、ノーと言われたのがゼロなんですよ。これ、ゼロなんです。ゼロです。移転も何も、修正もないです、ほんの修正だけで。これ、結局どういうことかといいますと、コンサルタントが下部会社として、その環境アセス会社を運営してるんですよ。あるいは三菱重工であるとか、何々工業であるとか、大手の企業が環境アセス調査部を持ってるんです。いわゆる自分が建設するところの環境アセスもやるんですよ。そういった形でやるものですから、通称、学者の間では、環境合わせ法だと、アセスじゃないですよ、合わせ法だという俗称は当たり前です。こういったものがありますから、より慎重な姿勢をお願いしたいと思うところでございます。

それから、ごみの問題はそれで回答は結構です。

浸水の問題で1点、最後に、時間がないですけど、課長、御存じかどうか知りませんが、自治体向けに保険ができましたよね。避難勧告が外れた場合に、災害救助法が適用されない場合ですね、大きな地震以外、約1割しか災害救助法が適用されませんから。そうしないと皆さんの油代とか、衣服とか、食料が適用されないわけです。来ないわけです。それ以外、外れるのを嫌って、避難勧告の自治体の難しさがあるという課題があるんです。それに対する保険なんですけども、これはもう既に数百自治体が加入してるんですが、御存じでしょうか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 申し訳ありません、災害指定についての保険は、私は承知しておりませんでした。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 分かりました。今申し上げたのは、確認したんですけども、昨今これが人気がありまして、加入が大分増えてるようなんです。いわゆる避難勧告を市長判断で出すんですが、非常にいわゆるコストが伴うわけですね、リスクが、外れた場合とか。これが9割だそうです、実験の例によると。それを嫌って、勧告が遅れたりするケースというのを危惧されるわけです。それが外れた場合に、保険に加入していれば、外れた場合でも何らかの処置は出しますという保険らしいんです。これ、市長会とか議長会で提案されまして、今、大分はやってるようです。ここ2年ぐらいの話だと思いますけども、ぜひチェックをお

願いいたします。

それから、例の最終的に個人避難カルテの作成はいかがでしょうか。民生委員が主になると思うんですけど、あと自主防災との関係とか、消防団の支援とかあると思うんですけど、その辺は算段はどういうふうにとっておりますか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 個別計画の作成につきましては、基本的に個別計画は御自身でつくるものです。自分で避難する場所を確認して、どなたが私の支援に当たってくれるかというのを記載するものなんですが、近所に御親戚がいなかったり、知人がいなかったりということで、御自身では支援者を確保できない場合、それは行政のほうで調整しまして、自主防災会であったり、民生委員さんであったりという形で支援してくださる方を確保する、手助けすると、そういう部分での仕事は福祉事務所の仕事と思っております。

9番（進士濱美君） 以上で終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、9番 進士濱美君の一般質問を終わります。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） それでは、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することとなっております。また同条第3項に、市町村長は、法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

なお、人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないよう考慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りしまして候補者を選考しております。

本市では、現在5人の方が人権擁護委員に委嘱されており、このうち下田地区からお願いしている石原美保子委員が、令和4年3月31日をもちまして任期満了を迎えるため、候補者の再任の推薦につき、議会の御意見を伺うものであります。

再任を推薦したい石原美保子さんは、下田市六丁目38番12号にお住まいで、年齢は昭和28年7月22日生まれの68歳でございます。

石原さんは、小中学校の養護教諭として長年勤められ、平成18年3月に下田市立浜崎小学校を最後に退職された後、平成19年4月から平成25年3月まで下田市福祉事務所の家庭児童相談員として勤務。その後、更生保護女性会に所属され、現在も活動されております。平成31年4月より人権擁護委員となられて1期目となっております、現在に至っております。

人権擁護委員として適任の方でありますので、御同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、任命された場合の任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第56号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第56号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） それでは、議第56号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開きください。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命すると規定されております。

また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、さらに同法第3条の規定により、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織することとなっております。本市におきましても教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5人で運営されております。

なお、委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命をしております。

このたび下田地区選出の天野美香委員が本年12月13日をもって任期満了を迎えるため、委員の再任につき、議会の同意をお願いするものでございます。

再任をお願いしたい天野美香さんは、下田市三丁目13番19号にお住まいで、年齢は昭和40年10月26日生まれの56歳でございます。

天野さんは、広島県呉市の御出身で、私立広島音楽高等学校フルート科を経て、昭和61年3月に埼玉県尚美音楽短期大学を卒業後、呉市に帰省されて、実家の家業である建材業を手伝われる傍ら、結婚式等の司会者として活動されておりました。その後、平成14年3月に結婚を機に下田市へ移られまして、現在は御主人が副住職を務められております宗教法人長

楽寺に従事されております。

天野さんは、現在、大学1年生と中学2年生お二人のお子様の保護者であり、人格は高潔で、小学校PTA会長を務められるなど、PTA役員としての活動や小学校での読み聞かせに積極的に参加され、教育行政に関し豊富な識見を有する方で、地元住民の人望や信頼も厚く、教育委員会委員として適任の方でありますので、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、任命された場合の任期は、本年12月14日から令和7年12月13日までの4年間となります。

以上でございます。

会議時間の延長

議長（滝内久生君） ここで会議時間を延長します。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第56号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第57号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第57号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） それでは、議第57号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を市長が任命するに当たりましては、同法第8条第5項の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めることが求められております。

しかしながら、過半数を認定農業者とする要件を満たすことが困難な場合は、同法施行規則第2条第2号により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を得ることと規定されております。

当市の農業委員会委員の定数は、同法施行令第5条の規定により14名となっているところでございますが、候補者の選考の結果、14名の定数中、認定農業者は4名であり、過半数に満たない結果となりました。

このため、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意をお願いするものでございます。

なお、後ほど委員の任命について御説明申し上げますが、候補者14名中、認定農業者が4名となっており、この4分の1の要件を満たすこととなることを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第57号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第58号～議第71号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第58号から議第71号までの下田市農業委員会の委員の任命について、14件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） それでは、ただいま御同意をいただきました議第57号を踏まえ、議案件名簿の4ページ、議第58号から17ページ、議第71号までの下田市農業委員会の委員の任命についての14議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、候補者の選出を行いました。

農業委員会の委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第9条の規定によりまして、あらかじめ農業者や農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないこととされております。

また、併せて推薦の求め及び応募の状況につきましては公表が義務づけられておりますので、推薦者14名につきまして公表を行っております。

これらの所要の事務手続を経た後に、下田市農業委員会委員の選任等に関する規則の規定に基づきまして、庁内選考委員会による選考審査を行い、農業委員候補者14名につきまして適任者と判断しましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任命された場合の任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

それでは、議第58号から第71号まで順次御説明申し上げます。

なお、年齢につきましては令和4年4月1日時点の満年齢、性別はいずれも男性でございます。

それでは、お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開き願います。

議第58号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市柿崎12番20号にお住まいの稲葉忠良さんで、昭和18年5月26日生まれの78歳でございます。

元伊豆太陽農業協同組合職員で、現職の下田市農業委員会委員でございます。柿崎区から推薦をいただきました。

続きまして、5ページをお開き願います。

議第59号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市箕作498番地の7にお住まいの鈴木保則さんで、昭和19年9月15日生まれの77歳でございます。

元下田市役所職員で、中山間椎原集落協定代表者の要職の御経験もあり、現職の下田市農業委員会会長でございます。箕作区から推薦をいただきました。

続きまして、6ページをお開き願います。

議第60号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市須原711番地にお住まいの土屋昭良さんで、昭和23年7月31日生まれの73歳でございます。

露地野菜（ワサビ）の認定農業者で、現職の下田市農業委員会委員でございます。須原1

区から推薦をいただきました。

続きまして、7ページをお開き願います。

議第61号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大沢162番地の8にお住まいの重田克己さんで、昭和24年1月1日生まれの73歳でございます。

農業を営む傍ら、伊豆太陽農業協同組合理事や上大沢区長を歴任され、現在、下田市情報公開審査会・個人情報保護審査会委員の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。伊豆太陽農業協同組合から推薦をいただきました。

続きまして、8ページをお開き願います。

議第62号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市須崎1529番地の4にお住まいの土屋長一さんで、昭和24年3月24日生まれの73歳でございます。

現職の下田市農業委員会委員でございます。須崎区から推薦をいただきました。

続きまして、9ページをお開き願います。

議第63号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大沢69番地にお住まいの金崎洋一さんで、昭和24年9月10日生まれの72歳でございます。

元下田市役所職員で、現職の下田市農業委員会委員でございます。上大沢区から推薦をいただきました。

続きまして、10ページをお開き願います。

議第64号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市吉佐美1757番地にお住まいの河井文博さんで、昭和25年12月22日生まれの71歳でございます。

元下田市役所職員で、現在、集落営農組織の代表でございます。吉佐美区から推薦をいただきました。

続きまして、11ページをお開き願います。

議第65号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市北湯ヶ野235番地の3にお住まいの土屋郁雄さんで、昭和26年9月30日生まれの70歳でございます。

現職の農地利用最適化推進委員でございます。静岡県農業共済組合から推薦をいただきました。

続きまして、12ページをお開き願います。

議第66号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市北湯ヶ野515番地の2にお住まいの土屋 徳さんで、昭和27年1月11日生まれの70歳でございます。

露地野菜（ワサビ）の認定農業者で、現職の下田市農業委員会委員でございます。北湯ヶ野区から推薦をいただきました。

続きまして、13ページをお開き願います。

議第67号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市白浜1347番地にお住まいの藤井建彦さんで、昭和29年4月7日生まれの67歳でございます。

元下田市役所職員で、現在、下田市教育委員会社会教育指導員、下田市文化財保護審議会委員、静岡県鳥獣保護管理員の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。長田区から推薦をいただきました。

続きまして、14ページをお開き願います。

議第68号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市白浜473番地1にお住まいの原 鋪夫さんで、昭和30年2月28日生まれの67歳でございます。

元下田市役所職員で、現在、下田市子ども・子育て会議委員の要職にあります。板戸区から推薦をいただきました。

続きまして、15ページをお開き願います。

議第69号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大賀茂166番地の4にお住まいの日吉金吾さんで、昭和31年4月10日生まれの65歳でございます。

元下田市役所職員で、現在、稲作や果樹栽培を中心に農業に従事されております。大賀茂区から推薦をいただきました。

続きまして、16ページをお開き願います。

議第70号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市加増野212番地にお住まいの小林孝仁さんで、昭和31年8月13日生まれの65歳でございます。

露地野菜と施設野菜の認定農業者で、現在、中山間加増野富田原集落協定代表者の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。加増野区から推薦をいただきました。

続きまして、17ページをお開き願います。

議第71号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大賀茂462番地の5にお住まいの外岡福佳さんで、昭和42年12月11日生まれの54歳ござい

ます。

果樹の認定農業者で、現在、伊豆太陽農業協同組合運営委員、下田市農業振興会会長の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。大賀茂区から推薦をいただきました。

以上、下田市農業委員会の委員の任命について、議第58号から議第71号までの14議案につきまして一括して御説明させていただきました。

いずれの方も農業委員会委員として適任の方でありますので、御同意いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 議第58号から議第71号までの当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております14件について、一括質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 農業委員の選任を受けての任命でございますが、地区ごとに平準化されるということで、一方で、性別につきましては全員の方が男性ということで、推薦等について女性の推薦について当局のほうから何か4分の1以上であったり、そういった依頼等をされたり、今後この農業委員が委員会として運営していく中で、女性の考え方を取り入れていくという今後の方針みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 今回の推薦を依頼するに当たっては、認定農業者と女性の依頼はさせてもらってないです。ただ、認定農業者、個人的には通知いたしまして、認定農業者の方に農業委員会、こういうことがありますので、任期が、農業委員会として公募していただくようお願いはしてございます。その結果、公募がなかったという結果になります。

今後なんですけど、3年後にはまた同じような手続になるかと思えます。関係団体等、今度は女性の方も、例えば農協の女性の会とか等々をお願いするということで事務局のほうは考えております。認定農業者の方にも今回と同様、お願いはしていくこととしております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第58号議案から議第71号議案までは、委員会に付託する

ことを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第58号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第59号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第60号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第61号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第63号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第63号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第64号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第65号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第65号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第66号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第66号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第67号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第67号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第68号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第69号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第70号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第70号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第71号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第72号～議第73号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第72号 和解について、議第73号 損害賠償の額を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、議第72号及び議第73号を一括して御説明させていただきます。

議案件名簿の18ページをお願いいたします。

議第72号 和解についてでございます。

令和2年7月16日午前6時頃、下田市が管理する下田公園からの落石により、相手方所有の建築物を破損する損害を与えた件について、下記のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、本市は、相手方に対し損害賠償金を支払う。相手方は、本市に対して、本件に関し、裁判上、裁判外を問わず一切異議、請求の申立てを行わないという内容でございます。

提案理由でございますが、相手方と和解をするためでございます。

議案説明資料の1ページお願いします。

現場位置図となっております。左下の横断図の下田公園用と表記されておりますが、下田公園用地でございます。地が表記されておらず、申し訳ございませんでした。令和2年7月16日の雨により、位置図の黒丸の箇所からでございますが、約1立方メートルほどの岩が2個、店舗兼住宅に隣接する屋根付駐車場の真上に落下し、損壊したものでございます。

公園斜面からの落石により屋根付駐車場に損害を与えましたので、公園管理者として賠償責任を負担することで相手方と話し合いを行ってまいりました。相手方には大変御迷惑をおかけしましたが、このたび、御理解が得られ合意することができましたので、和解について議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案件名簿の19ページをお願いいたします。

議第73号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

令和2年7月16日午前6時頃、下田市が管理する下田公園からの落石により、相手方所有の建築物を破損する損害に対し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、79万3,155円でございます。

提案理由でございますが、損害賠償の額を定めるためでございます。

損害賠償額79万3,155円は、市が加入しております市民総合賠償補償保険で対応するものでございます。

なお、今後の落石予防対策につきましては、浮石の除去と落石防止網の工事を実施したところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第72号及び議第73号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 議第72号及び議第73号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第72号 和解についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第72号 和解については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 損害賠償の額を定めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 4時18分散会